

◎議長(大類好彦議員)

皆さん、おはようございます。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第7号によって進めます。

日程第1、先週に引き続き一般質問を行います。

まず、11番 塩原未知子議員の発言を許します。塩原未知子議員。

[11番 塩原未知子 議員 登壇]

◎11番(塩原未知子議員)

おはようございます。9月定例会一般質問2日目、冒頭一言申し上げます。

去る7月28日の大雨で、最上川の氾濫は各地に甚大な被害をもたらしました。長引くコロナ禍において、日本全国でも多発した豪雨災害、台風の被害で亡くなられた方々のご冥福と、ケガや被害に遭われた方々の一日も早い回復と復旧を願います。市内においては、出荷最盛期の特産尾花沢スイカの農業被害、特に福原地区の被害は深刻です。本町、福原地区の5日間の断水は、普段自分の使う箸1つを洗うために、どれだけ多くの水を使っていたのか、改めて水の怖さ、水の大切さを深く考えさせられました。私の経験で夏場に、これだけ長く水のない経験は乏しく、抢险はすぐおいしい水道水が、いつでも手に入る尾花沢のありがたさ、携わる人々たちの日々の労苦、深く思い知りました。しかしそんな中で、そんな被災の中で、さまざまな方面でさまざまな方より、心温まる支援、SNSや電話の励ましのメッセージをたくさんいただきました。また復旧や被災者支援にあたられた市職員、関係各位に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。この御恩は決して忘れません。ありがとうございました。

一言が長くなりましたが、先の通告にしたがって、ピンチはチャンス、小さな自治体だからこそ可能な、持続可能な未来の尾花沢をつくるために、大きくは4つの質問をいたします。

まずははじめに、尾花沢の特産品と生産者を守る農政について、4項目質問いたします。

1番目に、7月豪雨災害の被害と救済についてお尋ねします。なお先の一般質問で多くの議員が質問しておりますので、重複しないところを中心にお願いしたいと思います。

まずははじめに、この豪雨では、側溝などから溢れた水が、通学路となっている道路の雨水の処理が追い付かず、帰宅時間に大変危険な箇所が見受けられました。特に本町地区の農道、農業用水や河川、流雪溝の管

理体制など、どのようにになっていますか。また地域によって土砂崩れなどが発生した場合に、孤立する恐れのある田畠の把握はできておりますでしょうか。迂回路の確保は可能なのか、お尋ねします。

2番目に、当市のそば、和牛、スイカの特産品について、担い手育成とブランディングをどのように守っていくのかお尋ねします。特に尾花沢牛については、当市の循環型農業とブランディングの根幹であると考えます。コロナ禍において、米の消費低迷と天候不良で今後の見通しが不安定であり、まず今後の状況と将来の展望をお聞かせください。

尾花沢スイカについては、夏の長雨と大雨の影響で、炭疽病や疫病が発生し、最盛期の収穫量が2割減したとお聞きしました。また尾花沢スイカ出荷式や豪雨災害を報道する映像ニュースが、今年は大石田町からばかりで、尾花沢スイカの産地が大変分かりにくいものとなりました。特産品尾花沢スイカ産地として、今後、市ではどのようなトップセールスを展開するのかお聞かせください。加えて村山市にある団体が、漢字表記の尾花沢スイカの商標を更新したようです。以前からスイカを販売している団体や、ふるさと納税のページなどに、漢字表記の尾花沢スイカの名称を制限しているとお聞きしています。詳細をお聞かせください。

3番目に、当市の代表的な特産品、そば、牛、スイカの地理的表示、G I取得の進捗についてお聞かせください。

4番目に、水田の保全と今後の米政策についてお尋ねします。近年、異常気象のため自然災害が多発しています。当市では鳥獣被害や人手不足で、耕作放棄地や転作が増加し、本来水田の持っているダム機能の低下が懸念されています。大雨、災害、干ばつに備え、農業用水路が整備されているなど、条件の良い水田は、水田機能を補完するため、維持し、保全していくべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

2番目の質問です。山の保全を農林業と地域活性につなげる取り組みについてお尋ねします。大雨や台風で土砂崩れや山間地の鉄砲水対策などは、長い目で見ても森林の保全が何より肝心だと考えます。8月10日、山の日、やまがた百名山の1つである御堂森で記念登山が行われました。御所山では古道復活の登山道も整いつつあります。本市では御所山、ニッ森、大平山、翁山、御堂森の5座が、やまがた百名山に選定されており、これらの山々の保全を管理している地域の団体と協力し、農林業の活性化と地域づくりにつながる取り組みを行っていくことが大切だと考えますが、いか

ですか。

3番目の質問です。ハザードマップに、防災協力可能な井戸マップを加えてはどうですか。先般の豪雨災害は、夏場に断水となり、市民生活に甚大な影響を及ぼしました。今後の解決策について、3つお答えください。

1、断水への対策として、県内外から応援いただいた給水車で、なんとか乗り切ることができましたが、市民や企業への給水情報発信などの対応は適切だったでしょうか。

2、防災情報ガイドに断水対策として、農業用水、生活用水、飲料水に使用可能な井戸を掲載する井戸マップを追加、検討してはいかがでしょうか。

3、災害が発生した際の避難所開設や、給水活動、支援物資やボランティアの協力など、災害対応した記録を、今後どのように継承していくのかお尋ねします。

最後に、移住、定住についてお答えください。首都圏では、長引く行動自粛や企業テレワーク、大学のリモート授業などにより、地方への人口移動が起こっています。一方本市では、若年層の転出による人口減に歯止めがかからない状態です。こんな状況下において、コロナ禍で首都圏から帰省を希望する本市出身者の学生や就労者に、1人でも多く地元に戻っていただけるような移住促進を、前面に出す施策を展開すべきと考えます。アフターコロナを見据え、未来をどのように描いていくのか、3つお答えください。

1、移住につながるきっかけとして、空き室になっている市営住宅や、移住可能な空き家をリフォームするなどし、テレワークを活用してもらう取り組みをしてはどうですか。

2、首都圏に住む本市出身者を積極的に呼び戻し、新規就農など、担い手不足の解消につながる取り組みを実施してはどうですか。

3、移住を推進するため、本町地区にある市有地を格安に分譲し、住宅供給してはどうですか。

以上、これで私の質問は終わりますが、必要に応じ自席からの再質問をお許しください。それでは誠意ある簡潔なご回答、よろしくお願ひいたします。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

[市長 菅根光雄君登壇]

◎市長(菅根光雄君)

おはようございます。ただ今、塩原未知子議員より大きく4問についてご質問をいただきました。順次お答えしていきます。

はじめに、7月豪雨災害の被害と救済についてお答えします。

7月28日の豪雨被害として、市道の冠水箇所は8箇所あり、そのうち本町地区については、横町、荒楯、牛房野の3ヵ所でした。牛房野地区に関しては、消防と連絡を取り合い、事前に土のうを設置して対応したところです。また、横町地区については、環境整備課と連絡し、都市下水路へ放流し、さらに荒楯地区についても、村山北部土地改良区と連携し、上流で別ルートへ放流するなど、住宅への浸水被害を防止しました。このような豪雨時等には、村山北部土地改良区をはじめ、関係機関と連携を取り、土のうの設置や流雪溝、都市下水路の流入調整を行なながら対応しております。

また、本市における農道及び農業用水路の管理については、土地改良区の管理区域内であれば担当される土地改良区が担い、そのほかについては受益者団体や関係者からなる組織が管理しています。

孤立する恐れのある田畠ですが、本市の農地は市街地から山間部まで広範囲に存在するため、あらかじめ把握することは困難です。また、山間地での迂回路の確保ですが、立地場所により難しい箇所は多々あると思われますが、場所を具体的に把握することは、やはり不可能です。そのため、農地や農道等が被災した場合は、早期の復旧、復興を後押しするため、市単独の小規模災害復旧事業等で支援できる体制を整え、営農継続のため支援しているところです。

次に、特産品の担い手の育成とブランディングについてですが、まず、尾花沢そばについては、本市にはそばの営農組織は、1法人、5集落営農の6組織があります。近年は6組織以外にも、法人化したのち、意欲的にそば生産を手がける方もいらっしゃいます。市では県内最大の作付面積を誇るそばの産地維持と、生産者の経営支援として、農地中間管理機構の農地斡旋による安定的な所得確保とともに、機械、備品等購入に対する補助事業を組み合わせ、今後もそばの一大生産地としての地位を継続するため、関係機関と連携して支援してまいります。

また、ブランド化に向けた取り組みとしては、かねてよりそば生産者とそば店が、尾花沢そばの知名度向上のため、県内外でのイベント開催や、原種最上早生の種子確保の取り組みを進めてきた経過があります。近年では、ほかのそばとの差別化を図るために、ブランドの強みである原種最上早生と、他品種との交配を避けるために、宝栄牧場での育種と市内全域での最上早生のみの栽培を確立し、安定的な生産が可能となって

おります。市では、尾花沢そば生産振興協議会を中心として、尾花沢そばの知名度向上にも取り組んでおり、現在、プロモーション特別テレビ番組を制作しています。今年度中に宮城県内で放送するほか、短編DVDに編集し、さまざまな場面で、尾花沢そばのPRを図り、さらなる消費拡大を目指します。

G I 取得については、そば生産振興協議会において、2年前に準備を進めましたが、尾花沢そばのネーミング使用の歴史が浅い等の理由により、申請を断念した経緯があります。その後、市内そば店が商標登録に向けた研修を実施するなど、G I 取得に向けた活動が継続しており、今後も関係機関が一体となって取り組んでまいります。

次に、尾花沢牛についてですが、子牛価格の高騰による畜産経営支援のため、平成28年度から繁殖雌牛の導入や増頭対策に力を入れています。平成28年度に267頭だった繁殖雌牛は、令和元年度には930頭になり、繁殖雌牛の餌となるホールクロップサイレージ用稻の作付面積も平成28年の31haから、令和元年には79haに増加しています。繁殖雌牛の増頭を起点として、経営の安定化が図られ、畜産を営む法人では多くの若手従業員の雇用が生まれ、個人経営では後継者も育っている状況です。今後とも畜産経営の安定化を目指した繁殖雌牛導入支援とともに、耕種農家への堆肥供給については、耕種農家と畜産農家の需給マッチングを円滑に図ることで、循環型農業を推進してまいります。

また、ブランド化に向けては、尾花沢生まれ尾花沢育ちの尾花沢牛、いわゆるオール尾花沢の和牛ブランド戦略を目指しています。昨年暮れに開催された県内最高峰の枝肉共進会、山形セレクション牛枝肉共進会では、尾花沢生まれ尾花沢育ちの出品牛がチャンピオン賞を獲得したことは、産地全体の励みとなりました。結果、尾花沢牛取扱指定店が昨年20店増え、全国85店になったことも、尾花沢牛ブランドの拡大に向け着実に前進していると捉えております。

G I 取得については、昨年申請を行い、認証に向けて継続的に国と調整しているところですが、新型コロナウイルス感染対策のため、国の現地調査の目処が立たない状況です。取得後は産地表示を前面に出し、知名度のさらなる向上を目指します。

次に、尾花沢スイカですが、今日あるブランド力を維持していくためには、品質を維持することはもちろんのこと、市場における流通量を確保することが必要と考えています。近年の生産者をみると、毎年若干の離農者があるものの、産地としての出荷量は維持さ

れており、尾楽田の会の会員が法人化し、離農者の出荷量を補っていることも産地維持の一つの要因となっています。今後は経営の安定化を目指し、経営面積を拡大する農家等には、スマート農業の導入も含め、省力化、効率化を積極的に応援してまいります。

また、新規就農者確保対策として、まずは市単独の事業により2年間研修を積んでいただき、以後5年間は国の補助事業を活用して、農家としての自立を促しています。この結果、スイカ農家として過去5年間で、11名が農家として自立し、移住に結び付いた実績があります。

次に、尾花沢スイカのトップセールスですが、今年は新型コロナ感染の影響により実施することができませんでしたが、産地を代表して商品をアピールするため、今後も市場や首都圏において、トップセールスを実施してまいります。なお、漢字で標記される尾花沢西瓜の名称使用の制限については把握しておりません。

次に、G I 登録ですが、このことで品質維持が可能となり、産地の維持につながるものと考えています。しかし、現在のスイカを取り巻く環境をみると尾花沢市、村山市、大石田町にまたがるJAをはじめ、数々の任意出荷組合が存在しています。先に述べたそばや肉牛と違い、単に生産地であるというだけで尾花沢の冠名を独占することは大変難しいと考えています。G I 登録済みの農産物の中には広域で取得しているものもありますので、長年、商品名として定着している、尾花沢スイカのG I 申請に関しては、広域での取得が可能かどうか、関係機関とともに検討してまいります。

圃場整備区域内で、耕作されていない未作付地や、転作により畑地化された圃場は、水稻作付地より貯水機能が低下していると思われます。本来であれば水路等の農業用設備が整っている圃場は水田として集積、集約化が行われるべきところですが、稻作経営面積の制限に加え、畑地化による高収益を目指す経営方針などにより、畑地利用されることも多く、今後の農地集積の大きな課題であります。近年は農地中間管理機構が、地域の担い手の意向を確認しながら集約化を進めておりますが、個人同士での貸借や知縁を頼った貸借など、集積、集約化が図れないものも多くあります。また、農地の利用については、市で制限できるものではありませんので、現在、人・農地プランの話し合いと、地域の農地を将来にわたりどのように利用していくか、それぞれのプラン別に議論を深めながら、それぞれの地域において、農地集積等の推進に取り組んでいただくことが重要と考えます。

山の保全を契機に農林業と地域の活性化につなげる取組みについてですが、本市では御所山、ニッ森、大平山、翁山、御堂森の5座が、やまがた百名山に選定されており、尾花沢山の会をはじめ、それぞれの地域団体が主体となり、登山道の刈り払い等を行っていました。近年、全国的な登山ブームで、山ガールや名山ハンターなど、若い世代の登山者が増加しており、やまがた百名山を有している本市への登山者も増加することが予想されます。

このような中、細野の山を愛する会が主催した、8月10日の御堂森山の日記念登山は、コロナ対策で県内の登山者限定の参加となりましたが、約40名の参加をいただきました。下山後は、清流と山菜の里ほその村が運営する農家レストラン蔵において、ほその産のそばや地元料理が提供されるなど、参加者と地域の交流が図られました。

また、玉野地区で組織している、ニッ森観光開発促進委員会では、今年度は女山に加え、男山の登山道の整備を進めてまいりました。刈り払いや枝打ち、階段整備、ロープの設置と新たな登山道整備が完了し、今後は両山を登山できるコースとして、ニッ森を地域づくりにつなげていきます。

さらに、本市には豊かな森林資源があり、市民団体等も森林の保全管理に積極的に取り組んでいただいております。中でも、翁山を愛する会や寺町生産森林組合には、森林整備活動費の一部を補助し、地域団体が主体的に行う活動を支援しています。また、山の幸振興対策支援事業を活用した特用林産物の生産や、森林山村多面的発揮対策事業を活用した、地域提案型の森林環境保全活動などを実施することで、林業や林産業を活性化させ、地域づくりにつなげている地区もあります。

このように、それぞれの地域団体が各地区において、森林整備の取り組みを展開しておりますので、市としてもこうした団体と連携を図りながら、地域づくりの視点も取り入れて事業を展開してまいります。

次に、災害時の断水への対応についてお答えいたします。7月28日の豪雨では、29日の午前7時頃に豊田水源場の揚水機が冠水し、上水道区域が断水となりました。自衛隊をはじめ、災害時応援協定自治体、日本水道協会山形県支部関係自治体、尾花沢大石田管工事協同組合、北村山高等学校生徒の皆様など、多くの方々から給水活動の支援をいただきながら、市民への給水にあたりました。

市民、事業所への給水情報の発信については、環境

衛生事業組合と連携して上水道区域の全戸チラシ、防災行政無線、市公式ホームページ、広報車により行い、上水道の復旧状況や給水活動の配置状況に合わせて、随時情報提供を行ってまいりました。給水所に関しては、本町地区では市役所をはじめ、田沢、牛房野、福原地区では野黒沢、寺内、名木沢の各公共施設などに設置し対応いたしました。企業に関しては、当初一般市民の給水所と分け徳良湖に設置したところですが、途中から使用不可能となり、関係課より各事業所にその旨連絡し、速やかに対応をしました。医療、福祉関係施設には、直接状況を確認するため連絡を取り合い、圧送式の給水車を現場にピストン輸送し対応いたしました。後日、こうした給水対応に感謝の言葉をいただきました。緊急事態の中で、できるかぎりの情報発信、給水対応に努めたところです。

次に、緊急時に農業用水、生活用水に使用可能な井戸を利用することについてですが、先般の断水時においても、集落内の井戸水が利用でき、非常に助かったというお話も一部の方から伺っています。しかし、井戸の情報を公開することは、飲用に供する場合にはその井戸水が飲用可能か、井戸所有者の理解が得られるかなどの課題があります。また、防災情報ガイドへの掲載についてですが、地図情報の縮尺が1万分の1となっていますので、正確に井戸の位置情報を掲載することは困難です。

このようなことから、個人所有の井戸利用については、例えば、自主防災会と井戸所有者との間の話し合いを行い、災害時に利用できるよう実情に応じて地域内で調整いただくことが必要です。

次に、災害時の記録の継承についてですが、先般の豪雨災害も含め、災害時の対応に関する具体的な行動記録をデータとして残していくとともに、その行動を検証し、マニュアルを見直すことで、次の対応に役立ててまいります。

次に移住促進についてです。はじめに、テレワーク等については、昨年度より徳良湖周辺施設での可能性を探ってきました。本市と所縁の首都圏の企業にニーズをお聞きしたところ、徳良湖周辺施設をテレワークの場として利用するには、本社からの距離や二次交通の利便性から難しいと伺っております。しかし、テレワークだけでなく、バケーションも組み合わせたワーケーション的な利用も考えられるのではないかとの提案もいただいております。現在、コロナ禍において、テレワーク等の新しい働き方がますます注目される中、企業からいただいた提案をもとに、オートキャンプ場では

Wi-Fi機器を整備し、ワーケーションの受け入れの準備を進めているところです。

ご提案の市営住宅の空き室の活用ですが、本来の市営住宅設置の目的等からすれば、市営住宅の空き室を用途変更し、テレワークスペースとし活用することは難しいものと考えます。

他方、空き家の活用については、相続の問題など早急に解決できない課題を抱えている場合も多く、実際に活用できる空き家は限られてまいりますが、空き家情報の収集と併せ、利活用を希望する方のニーズの把握に努め、テレワーク等の用途への活用も念頭におきながら取り組んでまいります。

次に、新規就農など担い手不足の解消につながる取り組みについてですが、新規就農希望者に対しては、尾花沢市移住推進協議会の新規就農受入部会において、平成30年度からスイカ作り体験会を年3回実施しております。2年間で延べ26名の参加者があり、うち3名が移住し、2名の新規就農につながっております。また、今年度の新たな取り組みとして、就農希望者が多く閲覧するインターネットサイト、マイナビ農業にスイカの新規就農者のインタビュー記事を掲載し、本市でのスイカづくりの魅力を発信する予定でいるほか、若者が興味を持つＩＣＴを活用したスマート農業技術による、夢を持って就農できる農業経営の例などを情報発信してまいります。

特に、本市出身者に対してですが、今年5月に帰省を自粛している学生さんへ尾花沢産米を送った方のうち、本市からイベント等の案内を送付しても良いと回答された90名の方に対し、今後、本市の農業の魅力をはじめ、スイカづくり体験会や本市の補助制度をＰＲし、Ｕターンに結び付け、新規就農を促すような取り組みをしてまいります。

また、移住を促進するため、本町地区にある市有地を格安に分譲し宅地供給してはいかがかということですが、現在、本町地区にある市有財産の数は全体で23ヵ所、面積は約1万2,000m²となっています。これらの土地は各地に分散している上、細長い地形や三角形の地形など不整形であったり、駐車場に雪押し場として活用されているため、宅地造成し活用するには大変難しい現状になっています。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長（大類好彦議員）

塩原議員。

◎11番（塩原未知子議員）

答弁ありがとうございます。今回ちょっとやっぱり

豪雨災害ありましたので、どうしても尾花沢の農地と住まいを守るためにということで、質問させていただいたところです。特に農政に関しては、さまざまな課題があると思います。ただし、これからは大雨が降るっていうことが、50年に1度、100年に1度でなく、もしかしたら毎年起こるかもしれない、そう思いましてこの今回の質問をいたしました。丁寧に答弁していただきましたので、同じ質問をなるべく、1日目の一般質問の皆さんとかぶらないような形で再質問させていただきますけれども、多岐にわたる質問に対して、本当に、これから尾花沢の未来の姿、どう描いていくのか、それを深く深く考えて答えは出ないんですけども、1つずつ1つずつやっていくしかないんだなっていうのを、痛く感じたところであります。その中でも水ですね、雪も含めてなんだと思うんですけれども、この水に対して、もう少し質問させていただきます。

先ほどのご答弁では、農政に関して私中心に抽出しまして質問しましたけれども、本市の農地、あと農地に付随するまちづくりに関して、やはり水の調整が一番大事なんだということが分かりました。それに関して先ほど、いろいろなことで把握するのに困難であるという言葉が2箇所あったような気がします。それに関して、すぐには解決できないんだとは思います。ですから困難だっていう答弁だったと思いませんけれども、その前に少し始めなければいけないところに関しまして、再質問させていただきたいと思います。

本町地区のほうは農地が少ないわけすけれども、水路のほうも整っておりまして、だいたい大雨が降ると閉める水路、そのままに、閉められないところは閉められないので流れてくるんですけども、そちらのほうの把握は、さまざまな機関と連携をしてということ、先ほど市長の答弁からいただいております。これに関して、困難だっていうことも、言葉も合せてありますけれども、何か解決策を、これからもまた大雨が降る場合に考えておられることがありましたら、ご答弁お願いします。

◎議長（大類好彦議員）

農林課長。

◎農林課長（岸栄樹君）

ただ今、塩原議員のほうからは、本町地区での水の活用についてということで、大変難しい難題かと思われます。今現在につきましては、やはり新鶴子ダムを中心といたしまして、鶴子ダムの水を年間有効活用と

いう形で、冬水のほうにも活用させていただいているところです。その水の活用につきましては、建設課さんの方で消流雪の管理委員でしたか、あちらの方の協力も得ながら、土地改良区と連携をして水の流す方向性を決めていたかと思われます。その中で、いろいろな方から、水路の大きさですとか、方向ですとか、というご提案をいただいているかというふうに思っております。農林課のほうは、まず安定して水を供給できるような体制ということで、水の方向を変えるではなくて、安定して供給できる体制ということを、今後とも考えてまいりたいというふうに思っております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

塩原議員。

◎11番(塩原未知子議員)

農地に関しては安定した水の供給なんだと思うんですけれども、大雨に関して今回私感じたのは、本町地区は流雪溝があって、本当に助かったなって思っておりました。舗装が多いですし、水が浸透するところっていうと、ほとんどないところは、流雪溝に全て助けられたと思っております。夏場は休水かもしれないんですけども、冬場の雪に対しては、農業用水がなかなか、ほんの少しでも増やすってことが難しいということなんですけれども、この2つの困難を一緒に考えないと、豪雨対策の時にも威力を発揮しないんではないかと非常に思うんですけども、いかがでしょうか。その、難しいことだと思いますけれども、農政とあと河川に関しては、また省庁が違うと思いますが、そのあたり、尾花沢の場合は流雪溝というすばらしい、技術ですよね、あと資産があると思いますけれども、どういうふうに今回お考えでしょうか。困難だっていうのは分かっていての、再質問ですので。

◎議長(大類好彦議員)

建設課長。

◎建設課長(齊藤孝行君)

今の塩原議員の流雪溝の夏場の管理と、あとは農業用水路の関係ということでお話をしました。先ほど流雪溝につきましては、冬場まずメインで使っておりますけれども、やはり夏場の、今回の大雨の際には、塩原議員仰るように、今回の本町地区、流雪溝整備なっております。こちらのほうは、普通の側溝よりも大きい断面でありますし、そちらのほうはなんとか大雨に対しても対応できるような形になっております。それが災害時に大変役立っていると思っております。これが流末として農業用水路のほうにも流入してくるわけ

でありますけれども、排水の部分についても、流雪溝の関係ということで、建設課のほうでは関係機関と連携しながら、浚渫とか維持管理のほうに努めております。なかなか、農業用水路までというのは大変難しい課題でありますけれども、日頃の維持管理も含めて、夏場も対応できるように関係機関と対応してまいります。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

塩原議員。

◎11番(塩原未知子議員)

ありがとうございます。田んぼのダム機能も同じだと思うんですけども、大雨が降った時にすぐ流れてしまえば、やはり全部最上川にきます。今回の豪雨災害で、私はそこも含めて、広く、これから全体を見通さないといけないんではないかなと思ったところで、再質問しました。困難ではありますけれども、さまざまな壁を取り払って、未来を描いていただきたいと思います。以上、その質問はこれで終わります。

次に、農産品のほうなんですけれども、ブランディングに関して、再質問させていただきます。先ほどのご説明では、そば、牛、スイカに関して、G Iの取得の進捗についても、詳しくお話をいただきましたので、それに関しまして、さらに質問させていただきます。特には、牛に関しては、やはり循環型農業として、G I取得に関しても、価格の安定に関しましても、頑張っていただきたいと思います。私気になるのは今年、尾花沢スイカに関しましてです。先ほど市長の答弁では、漢字の尾花沢西瓜の表記に関しては、あまりご答弁の内容がなかったような気がしますけれども、今年本当に出荷式が大石田で行われたこと、あとテレビ報道では、ほとんどが大石田町の尾花沢スイカということで、大変尾花沢のスイカの被害があったのかないのかも、どうなのっていうような質問もあったんですけども、ただし、農家の皆さんのがんばり頑張りで、豪雨災害を超えた後半、大変高い価格で取り引きされるぐらい、尾花沢スイカが欲しい、尾花沢のスイカが欲しいってことが、たくさんありました。でありますので、先ほど広域で取得をするG Iの仕掛けも含めて、これから考えておられるということなんですねけれども、それに関しまして、もう少し詳しくお答えいただきたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(岸栄樹君)

尾花沢スイカのブランディングについてのご質問に

お答えいたします。

まず1つ目が、尾花沢スイカの出発式についてであります。こちらのほう、従来からの申し合わせで、1年おきに東部選果場、西部選果場で交互に行っているもので、たまたま今年は2年連続で西部になったものでございます。基本的には1年おきに、東部と西部を交互に行き来して、出発式を行うというふうになっております。

あともう1点の災害時の報道の関係です。こちらのほうは、やはり報道機関の選択でございますので、なかなか行政の意見というのは、入らないところでありますけれども、やはり住宅の被害と合わせて農地の被害が報道になったのではないかなということで、大石田町さんのほうが多く取り上げた結果が、このような形になっているのかなというふうに思っております。金曜日のご答弁でも申し上げたとおり、尾花沢でもスイカの被害は確かにございます。以上でございます。

◎議長(大類好彦議員)

塩原議員。

◎11番(塩原未知子議員)

そうですね、被害としては最上川沿いのほうで、大石田のほうが多かったことかと思います。ただしだすね、尾花沢で作っている皆さんには、本当にいろいろな技術的な努力をしているのを、私は大変今回関心したところであります。大雨の予想をしていて、さらに水はけの良いような状況、あとはそのあとの処理、本当にもう農業の匠だなと思うくらい、すばらしい作業を目の当たりにして、この尾花沢の底力みたいなものを見つめ、引き上げるようなブランディングを、ぜひしていただきたいなと思ったところです。後半は本当に1kg500円くらいで取り引きとか、あとは2Lの1玉が1万円で飛ぶように売買されているのを、インターネットの中なんですかけれども拝見しますと、何かですね、本当に尾花沢のスイカ、尾花沢スイカというブランドはしっかりと確立されて、トップセールスをするまでもなく、尾花沢スイカって付ければ売れるというような時代になってきたんだなと思ったところです。であればこそ、これからはそのブランディングを守っていく農政をしっかりと、あと生産者を守る農政をしていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(岸栄樹君)

尾花沢スイカを守る取り組みについてでございます。先ほどの市長答弁にもありましたとおり、やはり品質

の維持はもちろんですけれども、生産者を確保する、いわゆる出荷量をこのまま確保していくというのが、今私たちに課せられた課題であるというふうに捉えております。この中でやはり、現在農林課のほうでは、率先して若い農業者の方との情報交換を進めております。これはなぜかと言いますと、若い生産者の方に、なんとか省力化とか、低コスト化を目指したICTの活用に基づいた、尾花沢スイカの产地維持ということを、ちょっと連携を組めないかなということで、いろいろな場面でお話をさせていただいております。その中で、興味がおありの方には率先的にこちらのほうから、いろいろな情報を提供しながら今後やっていきたいなと。それがいわゆる产地の確保、経営面積の確保ですとか、そういうことにつながっていくのかなというふうに思っております。現在では、そのような形で農林課のほうでは進めさせていただいている所です。

◎議長(大類好彦議員)

塩原議員。

◎11番(塩原未知子議員)

ありがとうございます。とにかく定住に結び付くような農業でもぜひあってほしいと思います。今回の答弁の中には、尾花沢スイカを作るという形で参加をするツアーとか、それで定住に結び付いた方がいらっしゃるというのをお聞きしましたので、尾花沢に来て尾花沢スイカを作り、そして本当に子どもたちを、どんどん人口を増やすような政策に結び付くように、若い人たちが興味をそそるような農業のあり方であっていただきたいと思います。私も農業のスマート化、ドローンの活躍がこれからどんどん出てくるんではないかと思って注目しているところであります。さらには、尾花沢の皆さんのがずっと守ってきた大地を、しっかりと守るような、結び付くような地域との連携も取っていただければなお良しと思っておりますので、どうぞその定住に結び付くような農業者の育成と、若い人たちの引き込みをよろしくお願いしたいと思います。それに合わせてGI取得のほうは、時間がかかるかも、ゆっくりと生産者を守るGI取得であってほしいと思いますので、どうぞしっかりとやっていただきたいと思います。

次の質問をいたします。次は山の保全に関してですけれども、先ほどのご答弁では、さまざまな地域で、いろいろなグループの皆さんのが、山を守る活動と地域づくりをやってらっしゃるっていうのをお聞きまして、大変心強いなと思っております。特には先日、細

野のほうの活動をお聞きしまして、大変力強いと思います。これも10年、20年と、今まで続けていた活動が、さまざまなところで連携して、結び付いているところだと思います。こういう地域の結び付きも、なかなかやはりできないような大きな山でというと、御所山があるわけすけれども、御所山のほうの登山道がなかなか全部通行止めになりまして、大変だつていうことでありますけれども、その中でも、活動しているところを支援する動き、市のほうではどのような用意をしていらっしゃるでしょうか、お聞かせください。

◎議長(大類好彦議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(永沢晃君)

御所山を資源とした地域の活性化、またはその団体等への支援になりますけれども、御所山につきましては、御所山を愛する会と山の会、2つの会から携わってもらっております。というのは、御所山そのものが、ちょうど宮城県と接するような、1,500mの山ですので、こちらについては、地域っていうふうな部分では、なかなか難しいところはあります。登山道につきましても、その2つの団体に対して、こちらから補助金を支援し、活動のほうを行ってもらっております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

塩原議員。

◎11番(塩原未知子議員)

懐が深くて、本当に御所山はいろんな他方面の自治体と連携しないといけないような山であります。今回登山道ということで、コースという名前で載ってるんですけれども、それがもう30年前のものから、あまり変わってない地図が多くあります。ですのでそのあたりも含めて、今の実情に合った状態を本当にしっかりと、情報発信も含めてしていかないと、10年前はきちんと通れたんですけど、今は通れないっていうことで、行った先で困るということをよくお聞きしてます。ですので、そのあたりも含め、守る会の皆さんとともに、しっかりと地図上に落とすような、安全なルートも1つ必要なんじゃないかなと思いますので、そのあたりもよろしくお願ひしたいと思います。

あとは、山に関してはやはり山を守らないと、その下流の川も、里も守れないと思います。時間が大変かかると思いますけれども、これをしっかりとやっていかなければいけないと思います。どうぞ各地区の山、それぞれを愛する皆さんとともに、がんばっていただきたいと思います。時間もないでの、この質問に関し

ましてはこれで止めます。

次にハザードマップ防災協力に関する井戸マップを加えてはという質問に対して、再質問いたします。これに関して、先ほど自主防災会と井戸の所有者と、地区内で分かるような範囲に応じて、情報発信をするように調整していくとご答弁お聞きしました。このようことで、実際今現在やられているような地域はありますでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

防災危機管理室長。

◎防災危機管理室長(鈴木浩君)

お答えいたします。今段階で、自主防災会の中で、この井戸のお互いの利用についてまで、話をなさっているという情報はまだ聞いておるところはないところでございますけれども、これから避難行動の充実に向けて、地域のほうといろいろ、自主防災会のほうと話し合いや防災学習会の開催、あるいは避難訓練の支援など、やっていきたいと思いますので、その中で、地域内の独自の防災マップというふうなこともありますので、そういった中で、地域の井戸について調整していくこともできますよというふうな部分も含めて、お話をさせてもらえばなというふうに思つておるところでございます。

◎議長(大類好彦議員)

塩原議員。

◎11番(塩原未知子議員)

ぜひ地域内ですね、リフォームするとだいたい井戸を廃止するというところが多いんです。実は私のところも、そうですね、30年くらい前にリフォームしたんですけど、その時に井戸いらないだらうっていう話になりました。ところがやはり何かあると、必要になる時があるかもしれないっていうことで、残してありました。それが今回、大変ご近所さんにもありがたがられたぐらい助かりました。飲み水としては使用しなかつたんですけども、夏場のいろんなところで使う水に対しては、給水場にいった水は飲み水に使って、そのほかの生活用水は、夏場ですので、いろんな物を洗ったりするのには井戸水を使うっていうことで、大変ありがたいと言わされた言葉も含め、残して良かったなと思いました。ですのでリフォームの際に、もし活用できるような井戸があれば、少し残しておくっていうような気持ちがあるところを拾っていくような、地域の連携を取るのもいいのかなと思ったところでした。以上、いろいろな情報発信に関しては、本当に大変な中やっていただきまして、さらには、これからは

プッシュ型の連絡網として、1日目の一般質問でも、さまざまな議員さんからあったと思うんですけども、LINEを活用するなり、その時に必要な、皆さんができる情報発信の連絡網を用意するってことも大切になるかと思いますので、どうぞご検討もよろしくお願ひしたいと思います。

次に、ぜひ災害の記録を後世に残すような、誰でもが引っ張り出せるような状態にしていただきたいなと思います。実は私探したところ、昔の市政要覧の中に、たぶんこれ間違いなのかもしないんですけども、1時間に300mmという凄まじい豪雨が町の中を襲い、川が氾濫したというような記事がありました。1時間に300mmというのは、ちょっとあれかなと思うんですけども、とにかくいろんな記事を見ますと、それを残したいっていうような記述があります。それをやはり教訓として、次につなぐようなことをしていただきたいと思いますので、併せてよろしくお願ひいたします。

最後に残り時間が少なくなりましたので、移住促進について、再質問させていただきます。先ほどワーケーションという言葉で、徳良湖のほうをWi-Fi整備などして活用していく、大変いいことだと思います。これから花畠ができてきたり、さまざまな100周年に向けての事業が、来年開催されると思いますけれども、そういうところに若い人たちの新たなアイデアも含めながら、地域の人たちの元気を引っ張っていただけることになれば、なお良いと思いますので、ぜひこれを早急にやっていただきたいと思います。

あとまた新規就農につながっている定住に関しまして、もう少しお聞かせいただきたいんですけども、来年に向けて、どのような新規就農に向けての定住、用意しているでしょうか。お聞かせください。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(岸栄樹君)

新規就農につながるスイカの取り組みを、今現在行わせてもらっているわけなんですけれども、継続して、まずスイカの体験会のほうを開催したいと考えております。だいたい県外からいらっしゃる方は、土も触ったことのない方が結構いらっしゃいます。その中で、いきなり尾花沢に定住して、スイカ農家の弟子に付くというのは、ちょっとハードルが高いと考えまして、一昨年からスイカの体験会のほうを準備させてもらっています。体験会は年3回です。定植と中間作業と収穫の作業という年3回を、ちょっと尾花沢にそ

の都度おいでいただいて、準備をさせていただく。あともう一つが、この市の補助を受けた2年間での研修期間の中なんですかけども、それに限らないんですけども、普及課の先生からご指導を賜りまして、夜間にスイカの勉強会を、去年は年10回程度行わせてもらいましたが、これが若い生産者の方に大変好評でして、こちらの座学のほうも併せて行っていきたいなというふうに思っております。現在、来年度の就農を目指して、尾花沢に来たいという方、現在はっきり申し上げられないんですけど、いらっしゃいます。以上でございます。

◎議長(大類好彦議員)

塩原議員。

◎11番(塩原未知子議員)

特には農業政策のほう、本当に定住と結び付くようなことがあるということで、それを前面に出して、たくさん参加してもらいたい、1人でも多く移住していただけるように、よろしくお願ひしたいと思います。本当に現在、コロナ禍において、自然環境豊かで、人情あふれる尾花沢市に注目が集まっています。ICTを活用して、1人でも多くの移住者が喜んで戻ってきてほしい。これからも進み続けたいと思える尾花沢の未来を描く絶好のチャンスが来たようです。第7次総合振興計画もこれから出てくると思います。市長のお考え、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

第7次総合振興計画につきましては、今順次進めていますけれども、いろんな方々のご意見を賜りながら、そしてまた今後の農業に大きくこう結び付いていくような、そういう取り組みは絶対必要であろうと。そんな中で、ずっと私個人の考えとしてもこうあるのは、やはり新規就農者、何を1番に目的として来るのかと。スイカ作るのが好きだという方もいらっしゃると思います。でもどんなことは言っても、最終的には儲かる農業に結び付いていかないと、これは厳しいものがあるであろうと。決して生半可な気持ちでやれるものではないですし、これまで地域おこし協力隊でおいでなさった古藤さん、林さん、今一生懸命取り組んでくれております。今年古藤さんの作ったスイカが大変高値で取り引きなされたというのも聞きますし、現在でもスイカもうキロ当たり400円を超えてるという、高値に今なっているわけですから、そういうことを含めてですね、やはり今後の尾花沢の農業を

考えた時には、誇れるものが米、そば、そしてスイカとあるわけです。それにもう最近はアスパラも加わってきていると。可能性を大きく含んだものがたくさんあるわけですから、その中に尾花沢の農業もしっかりと前へ進められるような、そして来て良かった、取り組んで良かったと言えるような、そういう農業後継者にですね、なんとしても結び付けていきたいなというふうに考えております。

◎議長(大類好彦議員)

塩原議員。

◎11番(塩原未知子議員)

花作りも農業だと思います。種から、苗から、育てるところから農業だと思います。徳良湖に美しい花畠ができるならば、それも農業の1つの目玉になると思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上、私の質問は終わります。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、塩原未知子議員の質問を打ち切ります。

次に13番 鈴木裕雅議員の発言を許します。鈴木議員。

[13番 鈴木裕雅議員登壇]

◎13番(鈴木裕雅議員)

まず、災害時の連携についてお伺いします。有事の際は、迅速な対応が必要であると考えます。近隣自治体と連携体制を構築することで、災害発生の際に迅速な支援が可能になると見えますが、災害発生時における3市1町との連携体制はどうなっているのか伺います。

災害発時のボランティアの受け入れ体制について、このたびの豪雨災害の際に、大石田町で災害ボランティアの受け入れを行いましたが、受け入れ体制が整うまでに、時間を要したとお聞きしています。本市においても、災害発生時の行動計画やマニュアル等を策定していることと思いますが、このたびの経験を踏まえ、災害ボランティアの受け入れ体制やマニュアルを、再構築するべきではないでしょうか。

先の一般質問でもありましたが、通告しているため、豊田水源場について伺います。断水させない対策が必要と考えますが、水源場が冠水しないよう対策を講じるのか。新たに水源地を確保するのか。今後の対策の方向性をお聞かせ願います。

次に、徳良湖マスタープランについて伺います。徳良湖周辺の整備については、多くの市民の方が期待を寄せています。計画の実施にあたっては、スピード感が重要であると考えますが、徳良湖マスタープランに

計画されているモジュラーパンプトラックとドッグランについて、現在の進捗状況をお聞かせ願います。またグラススタジオ旭東側の隣接地については、市所有地であると思いますが、現在草木が生い茂り、徳良湖の景観を損なっております。適切に管理してはいかがでしょうか。

次に、通学路について伺います。保護者や近隣住民より、通学路脇の側溝に蓋がないなど、危険箇所があると聞いております。市で把握している通学路の危険箇所は、どれくらいあるのか。また危険箇所について、対策を講じているのか。対策を講じている場合、重点的に対策を講じているエリアがありましたらお示しください。

最後に、爆破予告に関するお伺いします。9月2日13時の爆破予告に対して、予告時刻の前後1時間、庁舎を閉鎖し、避難した市の対応については、最悪の事態を想定した適切な対応であったと評価しております。一方で、市が管理するほかの施設についても、手荷物検査を実施するべきではなかったか、お伺いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

[市長 菅根光雄君登壇]

◎市長(菅根光雄君)

鈴木裕雅議員から大きく4点についてご質問賜りました。順次お答えしてまいります。

まず、災害時の連携についてお答えいたします。

災害発生時における北村山3市1町の連携体制についてですが、国道347号沿線の宮城県大崎市、宮城県加美町、大石田町及び当市の間で、災害時相互応援に関する協定を結んでおり、この協定に基づき、大石田町との支援連携を進めております。7月28日の豪雨の際も、大石田町に対し食料、毛布等の物資支援を行うとともに、豪雨被害について、大石田町と連携して県知事に復旧支援の要請を行ってまいりました。また、近隣自治体との間では、先の断水が発生した際、日本水道協会山形県支部をとおして、当市には東根市から、大石田町には村山市から給水活動の支援をいただきました。自衛隊など協力いただく給水車の台数も増え、当市簡易水道からの水の供給が厳しくなったため、村山市や舟形町から給水用の水の提供を受けたところです。災害時には、迅速な対応が必要となるため、近隣にある自治体が互いに助け合うことが大切です。今回の経験を踏まえ、さらに連携強化を図ってまいります。

次に、災害発生時のボランティア受け入れ体制につ

いてお答えします。

災害時には市町村の災害対策本部に災害ボランティアセンターを協働設置することになり、尾花沢市社会福祉協議会が主体となってボランティアの受け入れやボランティアをコーディネートする業務にあたることになっています。災害ボランティアセンターの設置については、被災地の県や市町村などの行政機関、社会福祉協議会などがボランティアやNPOなど、関係機関と連携し災害の状況、被災した地域住民のニーズに応じて行っており、山形県においては、平成28年3月に、山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会が、山形県災害ボランティア活動支援指針を示しております。災害の規模や必要とされるニーズに応じて活動も異なってまいりますが、大規模になれば県内はもとより全国規模となり、そのためにも日頃から地元の自主防災組織や消防団をはじめ、NPOや青年会議所、民間企業などとの連携も大切になってきます。

本市では、これまで災害ボランティアセンターを立ち上げるほどの災害は発生していませんが、社会福祉協議会では、このたびの豪雨災害時にも、大石田町災害ボランティアセンターへ7月30日から8日間にわたり、2～3人のスタッフを派遣したほか、昨年の丸森町、大崎市、平成30年8月の広島市安芸区、戸沢村などに運営支援やボランティアとして参加しております。こうした経験も踏まえ、社会福祉協議会では、近年頻発する災害に備え、災害ボランティアセンター設置運営マニュアルを作成する予定とのことです。

今般の豪雨災害時には、多くの自治体からの応援のほか、北村山高校生による給水活動にもご支援をいただきました。ややもすると順番待ちの状態でイライラする中で、生徒らのはつらつとした対応に救われたよう思います。改めてボランティアのありがたさを感じたところです。

近年は、大雨による災害が多発しており、大規模化しています。有事の際は、市の災害対策本部とボランティアセンターが協働して活動していくことが求められますので、社会福祉協議会と連携を図りながら、災害発生時の災害ボランティアの受け入れをスムーズに行えるよう、体制づくりに努めてまいります。

断水時の有効な対策についてお答えします。

伊藤議員、星川議員にもお答えしましたが、今回の豊田水源場の冠水原因については、記録的な豪雨により最上川の水位が上昇し、最上川右岸の堤防未整備部分から越水したことによるものです。豊田水源場が冠水しない対策としては、まずもって国等による最上川

が越水しない治水対策を行うことであり、そのための働きかけが必要であると考えております。今後、本市としても、さらには環境衛生事業組合としても、国土交通省等へ最上川の速やかな治水対策と堤防整備の要望をしてまいります。

緊急時の上水道と簡易水道の接続については、星川議員にもお答えしましたが、簡易水道の水源場及び浄水場の施設能力は、現在の給水区域に合わせたものとなっており、管路の接続により上水道区域へ給水できる余裕はございません。また、高低差により、圧送ポンプが必要なことや、管の口径不足などの課題を克服しなければなりません。したがって、今後万が一、断水となるような場合があることに備え、今回の断水対応を検証し、圧送式給水車の配備も含めて、さまざまな観点から検討してまいります。

次に、徳良湖マスタープランについてですが、先に、和田議員にお答えしたとおり、現行の徳良湖マスタープランを策定するにあたっては、市民の皆様からご意見をお聞きするため、徳良湖の未来を考えるワークショップを開催し、さらに魅力ある徳良湖にするためのご提言を多数、頂戴しております。本プランは、それらを踏まえ、既存施設と優れた景観、四季折々の自然環境などの長所を生かした、市民憩いの場と観光交流拠点の整備を進めるための方向性が示されたものであると考えております。

モジュラーパンプトラックの整備については、スポーツや運動を楽しむための健康増進ゾーンに位置付けており、今年度取り組んでいる事業です。具体的には、7月に契約締結し発注しておりますが、海外製品のため、新型コロナウイルスの影響で納入を待っている状況です。また、ドッグランの整備については、市民と観光客が交流しリラックスするための、やすらぎ交流ゾーンに位置付けております。今後、具体的な場所の選定については、周辺環境と利用する市民の皆様のお声をお聞きしながら進めてまいりますが、徳良湖に隣接する民有地で、ドッグランの整備を進めている話もお聞きしておりますので、その活用方法について所有者と調整しながら、当マスタープランとの整合性も図っていく必要があると考えています。

次に、草木等の適切な管理についてですが、グラススタジオ旭東側の土地では、来年度花畠の整備を予定しています。徳良湖を訪れる方々に四季折々の花を楽しんでいただくためには、一体的で効率的な管理体制が必要であると認識しています。徳良湖の美しい風景を後世に引き継ぐことができるよう、周辺の樹木と併

せた適切な管理に努めてまいります。

次に、通学路についてお答えします。

児童、生徒の通学路における安全な登下校を目指し、道路の環境面の整備を進めることは大変重要なことです。通学路の危険箇所については、関係機関が情報を共有し、連携しながら取り組むことが大切であることから、教育委員会において市内小学校への調査を実施し、その報告に基づき関係各機関、具体的には国道管理者、県道管理者、警察、また市関係機関、そして建設課、市民税務課、教育委員会による合同点検を行い、点検結果に基づく対策を協議の上実施し、改善を図っております。合同で各危険箇所を確認しながら、情報の共有を図り、その場で対応の検討をすることで、迅速な対応が可能となったところです。

今後とも関係機関が連携し通学路における危険箇所の早期の解消に取り組みます。具体的な数字や対応については、担当課長から答弁させていただきます。

爆破予告について、お答えします。

今回の庁舎爆破予告に関するメールは、県内7つの市、町に送られたもので、当市においては、8月29日土曜日にメールを受信し、31日月曜日の午前8時に受信内容を確認しました。メールの内容は、「9月2日午後1時に、市役所2階の女子トイレに仕掛けた爆弾を作動させ職員を殺害する」などというものです。

市の対応として、直ちに予告のあったトイレを使用禁止とし、尾花沢警察署へ通報し、警察と職員により庁舎内を点検し、不審物がないことを確認しました。また、市民への注意喚起のため、市公式ホームページで周知をしたほか、一部玄関を閉鎖し、不審な来庁者がいないか職員によるチェック体制を強化しました。さらに警察との連携を図り、定期的に庁舎内の巡回も実施したところです。9月1日には、庁舎爆破等予告対策本部を設置し、本部会議を開催しながら、全職員がとるべき行動をしっかりと確認し、対応してきました。爆破予告日の9月2日には、万が一に備え、あらかじめ隣接住民に周知し、来庁者に対しては避難誘導を行い、正午から午後2時まで庁舎を閉庁すると同時に、職員も全員避難しました。予告を受けた県内7市町のうち、避難を実施したのは、当市のほか1町のみでありましたが、人命を第一に考え、万全を期したところです。

今回の予告は、市役所庁舎への爆破予告であったため、市庁舎の警戒等に重点を置きましたが、併せて学習情報センター及び文化体育施設についても、館内の不審物の点検を行ったところです。

手荷物検査等の実施についてですが、今回犯行予告を受けた県内7市町のうち、1市が職員及び来庁者の持ち物点検を実施しています。当市では、個人のプライバシーへの配慮等から、不審者のチェックに重点を置きましたが、今後もこのような犯行予告があった場合は、その内容も考慮し警察とも相談しながら、検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

建設課長。

◎建設課長(齊藤孝行君)

私のほうから、通学路の危険箇所数についてお答えいたします。

教育委員会におきまして、学区内の危険箇所を把握するため、毎年、市内小学校への調査を実施しております。今年度、危険箇所として報告があった件数については20件あります。その主な危険箇所の状況については、外側線、横断歩道の設置や側溝への蓋設置などあります。

次に危険箇所の対策と重点エリアについてお答えいたします。

報告のある危険箇所については、合同の点検を実施し、その場で対策を検討し、その後修繕などや学校での注意喚起など、それぞれの管理者が対応することとなっております。今回20ヶ所報告がありましたが、注意喚起などのソフト面での対応する箇所を含め、対応済の箇所は15ヶ所であります。

今回市道につきましては、外側線の設置2ヶ所、側溝蓋設置2ヶ所、防犯灯設置1ヶ所の計5ヶ所の危険報告がなされました。基本的に市道の場合の対応として、外側線の要望や舗装補修などの要望の場合は、市内全域を対象とした各工事に組み入れるなどしながら対応しております。また比較的簡単な修繕などについては、個別に発注し早急な改善に努めているところです。しかし、中には地区との協議を要する改修や新設であるもの、古い構造物などで修繕や補修が困難で対応に時間を要する箇所もあります。今回の危険箇所の改善状況は、外側線2箇所については実施済みであり、側溝蓋等の設置については、現場が単純に蓋をかけられる場所でないため、工法等の検討を現在行っているところであります。工法が決定次第、早急に対応してまいります。

また、重点的に対策を講じているエリアについてですが、先ほど申し上げた、学校からの報告を受けた地点が最新の情報ですので、そのエリアを重点的に確認

し、対応することとしております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎13番(鈴木裕雅議員)

何点か自席より再質問させていただきます。

まず災害時の連携についてですが、答弁の中に、近隣にある自治体が互いに助け合うことが重要。さらに連携強化を図るとの答弁がございましたが、東根市、村山市、舟形町とも災害時相互応援に関する協定を結ぶべきだと考えますが、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

防災危機管理室長。

◎防災危機管理室長(鈴木浩君)

お答えいたします。近隣の市町との災害の連携の協定の質問でございます。自然災害いろいろあろうかと思思いますけれども、例えば地震とかでありますと、同じような隣接しているところが同じような被害を受けるといったことも想定されるところでございます。また、今回のような豪雨災害につきましては、近年大変局所化しておりますので、それぞれの立地条件によって、災害があつたりなかつたりということで、災害が少ないところが、災害がひどかったところに支援できるというふうな状況も、近隣であつてもそういう状況があると思いますし、今回そういう状況にあつたかと思います。そういうことで、やはり、先ほど市長の答弁にもありましたけれども、近隣であっても支援の連携を強化していくというふうなことは、大変重要なことではないかなというふうに思っております。今回、いろいろ給水支援等々受けた相手の方のところに、市長が直接赴きまして、御礼の言葉を述べまして、今後とも連携していくという、お互いの考え方の認識の共有もなされてきたのかなというふうに思っております。そういうことで、今現在、まだ協定は結んでおりませんけれども、お互い連携していくという気持ちは十分にあろうかと思いますので、協定そのものについては、どうあるべきかは今後ちょっと検討させていただきたいなとういうふうに思っているところでございます。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎13番(鈴木裕雅議員)

課長の答弁、非常に良く分かりました。近隣の自治体というのは、協定を結んでいなくても、やはりお互い助け合うことが重要であると、そのような答弁の内容であったと思います。しかるべき時期には、協定を

結ぶべきだとは思いますが、現在は、協定を結ばなくとも近隣の自治体とうまく助け合い、相互の関係にあるというふうに理解いたしました。時期をぜひ見計らって、連携協定の話も進めていただきたいと思います。

次に、災害発生時のボランティアの受け入れ体制について伺います。

有事の際は、市の対策本部とボランティアセンターが協働して活動するわけですから、社会福祉協議会がこのたび作ろうとされている設置運営マニュアルに関しても、市が積極的に関わって、一緒に作るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

福祉課長。

◎福祉課長(菅原幸雄君)

お答えいたします。今回のそのボランティアの受け入れ体制については、実施する直接的な機関となると、社会福祉協議会にならうかと思いますけれども、いざ災害が起ければ、例えばその災害状況ですか、それに合わせたようなボランティアが必要になるかと思います。お互い連携しまして、マニュアルの作成等、今後も検討してまいりたいと思います。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎13番(鈴木裕雅議員)

豪雨災害の際の大石田町のボランティアセンターのほうに、私は参加させていただきました。その際に、ホームページ上では、ボランティアのほうは受け入れをもう今していないということでありましたが、見学をさせていただきたいなど、視察をさせていただいたいなど、邪魔にならない程度にと思いまして、足を運びましたら、ぜひ手伝ってほしいということを言われましたので、お手伝いのほうさせていただきました。その際に皆さんから話を聞きますと、やはりホームページ上で断られていると、ボランティアセンターに来にくく、支援しにくくという声と、あとはボランティアセンターのスタッフのほうからは、やはり立ち上げはうまくいったけれども、運営がなかなかうまくいかない。例えばですね、災害廃棄物を運搬する際ですけども、業者の方も協力してくださいまして、多くの廃棄物を運んだようですけれども、それでもまだまだ細かい廃棄物が残っていて、運ぶにしてもトラックの台数がないので、トラック分しかやはり運べないですから、人手があつても、なかなか運べなかつた。そのトラックの状況について、大石田町役場の担当者の方にお伺いしましたら、その都度その都度、その日その日、

レンタカーをチャーターして、台数を調整しているということでした。こういった部分がそのボランティアセンターを立ち上げる時に、再度尾花沢市でも考えなければならぬ部分ではないかなと私は感じました。ですので、社会福祉協議会の皆様、いろんなことを経験されておりますので、その方たちの意見を参考にしながら、再度尾花沢市の行政がもう一緒になりますて、設置運営マニュアルを策定していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

福祉課長。

◎福祉課長(菅原幸雄君)

お答えいたします。今鈴木議員から当時の状況というふうな形でお聞きしました。なるほど、いざ災害になると、予期せぬことがいろいろ出てくるのかなと思ったところです。いろんな場面を想定して、それに迅速に対応できるよう、社会福祉協議会とも協議してまいりたいと思います。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎13番(鈴木裕雅議員)

ぜひ行政によるバックアップをお願いしたいと思います。

次に豊田水源場について、何点か再質問させていただきます。やはり水源場ですので、断水させない対策、あとは断水後の対策、答弁にもありますが、圧送式給水車でありますたり、最上川の越水を防止するようなものでありますたり、ハード面の対策ももちろん必要であると思います。答弁の中にさまざまな観点から、こういったことに検討を行うというふうにございましたが、このさまざまの中に、簡易水道と本管を連結させるということは入っているんでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

お答えいたします。先のご質問にもお答えしておりますので、答弁はその時たぶんお聞きになったと思います。やはりその地区にあるだけの容量しかないと。それから管のほうもありますけれども、ただ私が一番心配なのは、上水道も簡易水道もまだ石綿セメント管がまだまだ敷設されております。その敷設替えをしなければ、いつ、どこで、また水道管が破れるかっていう、その耐久性の問題からも、非常に難しいところがある。加えて、上水道を仮につないで、その地域に流した時に、それに耐えられるかというふうな心配も

あります。各地域でそれが一斉に破裂してしまったら、その対応をはもう取れなくなってしまうんではないかと。それなりの用途のものに合わせて各水源場を設置した形になっておりますので、現段階で上水道をつないでやることができるかというと、かなり無理があるだろうというふうに思われますので、先の答弁した内容とほぼ同じになりますけれども、ご理解いただきたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎13番(鈴木裕雅議員)

私が申し上げておりますのは、現段階の対応ではなく、将来的な対応をやはり考えるべきではないかという点であります。取水量が問題だということ、供給量が問題だということでありますけれども、簡易水道の石綿管という、これから変えていかなければならないものの、大きな金額もかかります。尾花沢市にとっても大きな問題であると私も理解しております。環境衛生事業組合の議員をさせていただいた時に、現菅根市長ともご一緒にさせていただきまして、いろいろなことを教えていただきました。その時にやはり、水道は石綿管が一番大きな問題だということを教えていただきました。現在のその簡易水道でありますけれども、取水している量と供給している量、違いがあると思うますが、どれぐらい、概算で結構です。それとも全く違いはないでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

環境整備課長。

◎環境整備課長(鈴木賢君)

鈴木議員にお答えします。簡水系統さまざまな地域でありますけれども、中には漏水が多いところやはり取水している部分で、みんな供給している部分で60なり、そういうデータがあるところもあります。できるだけ漏水をなくして、そして有効に活用したいと思います。なお120kmほどの排水管の長さがありますけれども、15%ほどまだ残っている状態でありますけれども、各水源の施設、伊藤議員からもあったとおり、大事な水を作る場所、水が水源になる場所、そこからの導水管や、その他を全て計画的に万全にして、皆様に水を供給したいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎13番(鈴木裕雅議員)

漏水箇所が何箇所かあるということで、もったいないことですが、水がちょっと無駄になってしまってい

るということです。ただこの漏水箇所もすぐに分かるわけでもないですし、分かったからといってすぐに工事ができるものでもないと私も理解しておりますが、鋭意努力していただいて、漏水を少しでも少なくしていただきたいと思います。今回も、簡易水道からの給水が追い付かなくなつたという経緯もあったようですので、ぜひお願ひしたいと思います。

次に移ります。徳良湖マスタープランについてですが、モジュラーパンptrackの件は、コロナの影響があるということですので、了解いたしました。ドッグランについてありますが、民有地を徳良湖の東側でしょうか、民有地を民間の方が整備している場所があるということで、私も視察させていただきました。大変ロケーションが良い場所でありまして、ドッグランにするには何点か問題点もあるかと思いますが、行政のほうでは、一度見には行かれているんでしょうか。

◎議長（大類好彦議員）

商工観光課長。

◎商工観光課長（永沢晃君）

ドッグランの民有地についてですけれども、先般私の方ほうからも直接、その個人の方に連絡を入れさせていただきました。ただ現場のほうについて、ぜひ見てほしいというふうな話があったわけですけれども、まだ見てない状況であります。以上です。

◎議長（大類好彦議員）

鈴木議員。

◎13番（鈴木裕雅議員）

若干高台にある場所で、車で私も登らせていただいたんですが、傾斜もちょっとあるような場所だなど。そういうことを踏まえると、周辺の整備も含めて考えていかなければならぬ立地なのかなとは感じておりますが、ぜひ現地を一度視察していただきたいなと思います。

次にグラススタジオ旭東側の隣接地についてであります、現在この場所は、どなたが管理されているということになっているんでしょうか。

◎議長（大類好彦議員）

商工観光課長。

◎商工観光課長（永沢晃君）

この場所につきましての管理は、今ですと、徳良湖周辺整備という形の1つとして、指定管理であります、ふるさと振興公社に委託しているエリアであります。以上です。

◎議長（大類好彦議員）

鈴木議員。

◎13番（鈴木裕雅議員）

この東側、グラススタジオ旭の東側にあります、草木が生い茂った場所ですが、適正な管理がなされているということいいでしようか。

◎議長（大類好彦議員）

商工観光課長。

◎商工観光課長（永沢晃君）

その場所につきまして、当市としても、冬期間のスノーランドというふうな場所として今活用させてもらっているエリアであります。スノーランドの前に、その除草作業をするっていうふうな形で話をしているエリアでありますので、夏の間については、実際手をかけていない場所でもあって、冬の前にそこを綺麗にしているっていうのがこれまでの流れであります。以上です。

◎議長（大類好彦議員）

鈴木議員。

◎13番（鈴木裕雅議員）

当該の場所につきましては、周辺にいろいろな施設が集合していまして、近隣に花畠もあって、来年度以降でしょうか、花畠の計画もなされている場所でありますので、景観に配慮して、ぜひ適切な管理をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

あと先日、和田議員のほうから質問で、徳良湖の東側の土地改良区の事業として、サイフォンの長寿命化計画というものが出ておったと思います。ダムからの水を徳良湖に注ぐ計画だとは思いますが、マスタープランを全体的に見直して、このサイフォン計画も含めて、やはり徳良湖の一体的な整備計画をさらに見直すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（大類好彦議員）

総合政策課長。

◎総合政策課長（加賀孝一君）

お答えします。大変有意義なお話だと思っております。まず、村山北部土地改良区さんのほうで、今、徳良湖の堤体の耐震化の工事をするというお話を聞いてございます。それに合わせた形で、今仰られた、いわゆる徳良湖の東側になるわけでありますけれども、その整備も少しはできるんではないかといったお話をいただいております。老朽ため池の整備事業ということでありますので、徳良湖全体の手もかけられるんではないかというふうに考えております。そのほかですね、徳良湖のマスタープランでは、自然体験ふれあいゾーンという形で、緑地化の方向を出してございますので、今言われたようなことを踏まえて、例えビオ

トープとかですね、親水公園、こういったものも合わせて整備していければ、一番いいのかなと考えておりますので、今後、早速検討させていただきたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎13番(鈴木裕雅議員)

先日の和田議員も若干時間がなくて、突っ込んだ質問ができなくてですね、私と同じような考えを持っていたんではないかなと思います。ぜひ2人の意を汲んでいただき、計画進めていただきたいと思います。

次に通学路についてお伺いします。合同点検を行っているとのことでありますけれども、夏場と冬場では、道路の状況、通学路の状況ががらっと変わってしまいます。この夏場と冬場の状況は、どのように対応されているんでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

建設課長。

◎建設課長(齊藤孝行君)

お答えいたします。まず今回の、毎年行っております通学路の合同点検につきましては、6月4日に実施しております。合同の点検につきましては、まず年1回というような状況であります。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎13番(鈴木裕雅議員)

毎年点検は行っているということでありまして、しかしながら、今回20件指摘された箇所がありまして、15件はもう対応済みであるということであります。冬期間のことは、今のところなかなか意見がとおってきていませんかなど。冬期間を含めますと大変滑りやすい場所でありますと、道路が狭隘になるような場所もあるかと思います。ぜひ冬の部分も含めまして、危険箇所もう一度再点検していただけるようお願いいたします。また残りの5箇所につきましては、工法等を今考えていらっしゃるということでありますので、未対応ということではないと思います。ぜひ早急な蓋のかけかただったりを行っていただければと思います。よろしくお願ひいたします

最後に爆破予告に関してお伺いいたします。近隣住民への周知は、防災無線で行ったようありますけれども、臨時の窓口を設けるという旨も案内されていましたように、私も防災無線を聞きましたが、そうだったでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

防災危機管理室長。

◎防災危機管理室長(鈴木浩君)

お答えいたします。まず近隣住民の方に対しましては、防災行政無線のほかに、市役所と隣接する住宅の方に直接電話をいたしまして、こういった予告メールがまず来ていますと、そしてその対応のために市役所も閉鎖させていただきますというふうなことを、直接電話でお伝えして、ご理解を賜ったところでございます。臨時の窓口のお尋ねでございますが、全員避難というふうなことでの設定をいたしましたので、その時間帯については窓口等の対応はしていなかったところでございます。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎13番(鈴木裕雅議員)

どうやら私の聞き違いましたかと思います。市役所の近くで聞いたわけではなかったので、間違えたかと思います。基本的に私は今回の行政の対応というの、間違ったものではないし、行き過ぎたものでもないと思っています。行政でありますと、私たち議会というものは、テロやその他に屈するわけにはいきません。したがって、庁舎を強行的に開けておくというのがその屈しないというわけではなく、地域住民を守るということが一番そのテロや、そういった武力に屈しないというふうに私は理解しています。今回の対応は、他の市町と比べまして、良くできた対応であったと。ほかの自治体と温度差はありましたが、ぜひ尾花沢市を見習って、皆さんこういう対応を、住民のことを考えて取っていただけたら良かったのではないかなど、私は個人的に思います。今後このような予告や妨害がないことを祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、鈴木裕雅議員の質問を打ち切ります。

ここで、15分間休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時59分

◎議長(大類好彦議員)

再開いたします。

次に14番 鈴木清議員の発言を許します。鈴木議員。

[14番 鈴木清議員登壇]

◎14番(鈴木清議員)

通告にしたがい一般質問をさせていただきます。大

きい質問は4つあります。

1つ目は、コロナ時代の教育行政についてです。

安倍首相の辞任により、コロナ対策を含めた7年8ヶ月在任の安倍政治の検証が行われているが、教育行政に関して、以下の3点についてお聞きいたします。

①2月27日に安倍首相により、全国の小、中、高などの一斉休校要請があり、大混乱の中で多くの自治体が休校を実施しました。休校を見送った学校は404校あります。要請を受けて、休校を決定した本市教育委員会の判断は妥当であったと考えるか。またその時は教育委員会で、どのような議論をし、休校の判断をしたのかお聞きいたします。

②文部科学省は、教員の1年単位の変形労働時間制の来年4月からの実施を目指しています。山形県議会は、条例案を審議するとしておりますが、本市は導入についてどのような考えでいるかお聞きいたします。

③コロナ禍により、学校教育の少人数学級制を求める機運が高まっており、全国知事会、市長会、町村会でも、緊急提言をしているが、20人程度の少人数学級の実現について、本市ではどのように考えていますか。

大きい2つ目は、コロナ時代の国民健康保険税についてです。以下3項目についてお答えください。

①コロナ禍により、収入が昨年に比べて30%以上減少した場合は、国保税の減免制度があるが、現在の減免申請数と決定数はどのようにになっているかお聞きいたします。

②大石田町では今年度の国保税が、昨年に比べて1人当たり10,400円軽減されました。本市でも基金などを使い、今こそ国保税の軽減を図るべきと考えるはどうでしょうか。

③非正規雇用が増加している子育て世帯は、国保税の負担が大きくなっています。子どもの人数に左右される均等割については、廃止又は軽減、例えば第3子以降を免除するなどしてはどうでしょうか。

大きい3番目、コロナ禍7月豪雨災害の中、いかに営農を守るか。コロナ禍の一斉休校などにより、給食キャンセルや牛肉価格の大暴落がありました。また7月は豪雨災害により、スイカなどの農産物被害が多く発生しました。本市の基幹産業である農業の営農を守るため、以下の2項目についてお答えください。

①減収した農業者も持続化給付金の対象になることを周知し、Web申請の支援、学習会などをしてはどうでしょうか。

②併せて、収入が前年より30%以上減少した場合は、国保税が減免となることを周知し、減免申請を促して

はどうでしょうか。

大きい4番目、コロナ時代の図書館についてです。今年は図書館法制定70年にあたり、コロナ時代でも市民の読書や資料、情報要求に確実に答えてくれる図書館の必要性がますます高まっています。そこで以下2項目についてお聞きいたします。

①市図書館の利用者数は年々減少にあるが、尾花沢市図書館協議会では、どのような分析をし、対策について話し合いをしているかお聞きいたします。

②政府の緊急事態宣言の解除後、本市を含め全国の多くの図書館で、来館者名簿が作成され、その是非が問われています。利用者からは、プライバシーが保護されない、図書館の自由に関する宣言に反しているのではないかという声もあり、来館者名簿は必要ないのではないかと考えますが、どうでしょうか。

以上で質問席からの質問を終わります。答弁によりまして、自席で再質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

[市長菅根光雄君登壇]

◎市長(菅根光雄君)

鈴木清議員から、ただ今、大きく4問についてご質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

1つ目のコロナ時代の教育行政に関するご質問は、教育委員会よりご答弁いただきます。

次にコロナ時代の国民健康保険税についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、国民健康保険税の減免を申請され、決定された世帯数は10件です。

国民健康保険税の軽減についてですが、国民健康保険制度は、平成30年度から県が財政運営の責任主体となる共同運営化となり、医療費となる保険給付費は県から交付金として交付され、市は県で算定した国保事業費納付金を納める制度となりました。本市の国民健康保険税の状況は、国保関係統計資料によると、国保税の調定額を被保険者数で割り返した1人当たりの国保税は、県内市町村の上位に位置しておりますが、県に納付する国保事業費納付金の1人当たりの額も、同様に県内市町村の上位に位置していることから、国保財政の安定的な運営を考えますと、現在の税額を引き下げるることは難しいと考えております。

一方で、本市の1人当たりの保険給付費は、県内市町村の中で中位に位置しており、医療費水準が決して

高い訳ではありません。また、国保加入世帯の半数以上が軽減世帯に該当しております。そのような中で、1人当たりの税額が上位となっている要因は、他市町村と比較して、20歳から64歳まで、働く世代の年齢割合が多いことや、本市の産業を牽引するスイカや米等の農業を営む国保加入者が多いことから、全体の所得水準が高くなっているためであると考えております。

基金を使って国保税の軽減を図ってはどうかとのお尋ねですが、国民健康保険基金の目的は、国保税の負担軽減ではなく、このたびの新型コロナウイルス感染症の拡大による経済的、社会的な影響による税収の減少や、インフルエンザが蔓延した場合の医療費の増加等、不測の事態に備えるためのものです。本市の令和元年度の国保事業費納付金は、平成30年度より7,300万円も増加したため、基金を取り崩して対応しております。今後も団塊世代の高齢化により、医療費の増加が見込まれることから、事業費納付金の増加に備えるとともに、急激な国保税の増加につながらないよう基金を有効活用し、国保会計の安定的な運営に努めてまいります。

次に、国民健康保険税における子どもの均等割についてお答えします。

国民健康保険税の均等割は、地方税法の規定に基づき国民健康保険に加入している方全員に課税しております。仮に、18歳以下の子どもの均等割額を免除した場合、1,000万円ほどの減税が見込まれることから、その減額分をどのようにして補填するかという課題が出てきます。全国的に見ますと、ふるさと納税や一般会計からの資金等を投入し、軽減措置を実施している自治体もありますが、一般会計からの法定外繰り入れについて、国は早期の解消を図ることとしており、加減算方式で交付される国の保険者努力支援交付金の指標項目の1つとなっております。また、同一都道府県内の保険税水準の統一を目指しており、今年度中間見直しが行われている山形県国民健康保険運営方針の中で、将来的な保険税水準の統一を視野に、県と市町村が議論を深めていくことが検討されていることから、市単独による軽減措置については、国や県、他市町村の動向を見極めながら慎重に検討する必要があります。子育て世帯が安心して子育てできるよう子どもの均等割の軽減については、国の責任において実施されるよう国に要望していくとともに、子どもの医療費の無料化や新生児聴覚検査費用の助成など、今後もさまざまな子育て支援策に取り組んでまいります。

次に、農業者に対する持続化給付金についてですが、

農業者が持続化給付金を受給する判断基準が出荷実績であるため、今年5月に農協を中心とする出荷先団体が窓口となり、生産者へ制度周知を行うとともに、申請の受付を行っています。

本市で新型コロナウイルスの影響があった農産物は、現在までのところタラの芽と牛肉です。これらの生産者については個別に連絡し相談に応じていますが、最も影響が大きかった牛肉でも、前年同月比の事業収入が約3割の下落と、給付要件の50%以上の減収まで至るケースではありませんでした。また、大きな影響を危惧しておりました尾花沢スイカについては、出荷数量は前年より少ないものの、例年以上に高値で取り引きされ、スイカ生産者についても50%以上の減収に至らないものと推察しており、持続化給付金に該当する農業者はほとんどいないものと判断しております。

今後も、持続化給付金については、これまで同様、申請窓口となっている農協等の出荷団体と連携しながら相談業務にあたり、必要に応じて申請の支援を行ってまいります。

新型コロナ感染症による収入の減少による税の減免については、7月15日付で発送した令和2年度国民健康保険税の納税通知書と一緒に、減免のお知らせを全ての国保世帯に送付しています。また、市報やホームページでも周知を図っており、申請様式等についてはホームページからダウンロードできるようにし、郵送でも申請できるようにしたところであり、7月豪雨により減収となった方については、9月15日から減免の受付を開始する予定です。

なお、新型コロナ、7月豪雨被害の影響による減免は、納期が過ぎたものについても特例で減免の受付ができますが、申請期限は令和3年3月31日となっています。3割減収する見込みである場合の申請はもちろん、令和2年中の収入が確定してからの申請もできますので、関係課とも情報を共有しながら対応してまいります。

最後の、コロナ時代の図書館に関するご質問には、教育委員会より、ご答弁をいただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

私のほうから、コロナ時代の教育行政について、3点お答えいたします。

1点目、小中学校の休校要請対応についてお答えいたします。

新型コロナウイルスに係る、安倍首相のあまりにも突然の休校要請に対し、早急な対応が求められ、教育委員会を開催することはできませんでした。しかし、市内の学校の状況や他市との情報交換をもとに、事務局として休校の判断を行い、市長及び教育委員各位に連絡し、同意をいただき、校長会に状況を説明し、本市でも3月2日より小中学校を一斉休校とすることとしました。この際、次の観点を重視し、検討を行いました。

まず、対処法の見えないウイルスから子どもたちの安全を確保することです。次に、3月10日には公立高校入学試験、3月中旬には小中学校の卒業式が予定されており、入学試験を受験できない生徒、卒業式に出席できない子どもを出してはならないと考えたことです。早急な判断が求められ、じっくりと話し合いができない中ではありましたが、保護者が求める安心、安全を想定し、関係各位と相談を重ねながら、学校現場に混乱を招くことなく対応できたと考えております。

次に、教員の1年単位の変形労働時間制について、お答えします。

変形労働時間制については、昨年から導入が検討されている事項であり、尾花沢市としては、この制度そのものより、教職員の働き方改革の推進が優先と考えております。変形労働時間の運用の一例としては、日常の残業時間を夏休みなどの長期休み期間中にまとめてりすることなどが挙げられています。しかし、夏休みに休んだ分を、他の月に勤務時間を増やして働くといった考え方ではなく、時間外勤務そのものを見直し、日常的な負担軽減を考えていくべきと考えております。

本市では、部活動支援員や学習支援員の配置などにより、教員の負担軽減に向けて取り組んでいます。また今年度、タイムカードを全小中学校に導入し、自分の勤務時間を見る化したことにより、先生方の超過勤務時間が確実に短くなっています。先生たち一人ひとりが時間を意識しながら働き、家庭や地域の一員としての役割を果たす時間も意識できる、そのような職員の育成も目指していきたいと考えています。

以上のことから、導入については、今後、検討を重ねながら、慎重に進めていきたいと考えております。

次に、少人数学級制についてお答えします。

現在、山形県のさんさんプランの実施により、通常学級の定員、特別支援学級の定員とともに、山形県は全国よりも充実した教育環境となっております。

本市の実態についていえば、市内小中学校7校のうち、5校については比較的小規模な学校であり、他の

市町村と比較して、少人数によるきめ細やかな指導がなされているものと考えております。さらに、今年度、市の施策として、複式学級がある2校に、学習支援員をそれぞれ1名配置し、指導の充実を図っております。また、尾花沢小学校と尾花沢中学校については、今年度、習熟度別学習に力を入れて、子どもたちに力をつけたいとの要望を受け、計3名の学習支援員を配置し、子どもたちの実態に応じたきめ細やかな指導を行っております。ただ、市の取り組みによる支援員の配置などの対応に加えて、国の施策として40人学級が30人学級となったり、複式学級の定数が16人から10名ほどになったりすれば、教育環境の改善という面でありがたいことです。

現在、県や全国の教育委員会、教育長会等をとおして、少人数学級の実現に向け要望しているところです。しかし、20人程度の少人数学級については、教室など施設設備の確保や、指導する先生方の配置等、大きい課題もあり実現は難しいと考えております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(五十嵐満徳君)

コロナ時代の図書館について、2項目についてお答えいたします。

最初に、図書館協議会についてお答えいたします。

今年6月3日に図書館協議会を開催し、図書館の運営方針や今年度の事業計画について委員の皆様よりご意見やご要望を伺いました。利用冊数の減少については、人口の減少に加え、スマートフォンやパソコンの普及、また北村山管内の図書館が相次いで開設されていること等が大きな要因であるのではないかと報告させていただきました。利用冊数減少対策のご意見として、委員からは、他市図書館との本の借り受けの周知や独自イベントのもち方の検討、また、高齢者等で移動手段がない方のために、地区公民館に移動図書の開設、多くの本を借りた方を市報やHPで紹介する等多くのご意見をいただきました。ご提案いただいたご意見を参考に、より多くの市民より利用していただけるよう、図書館づくりに努めてまいります。

次に、来館者名簿のお尋ねについてお答えいたします。

来館者名簿を作成した意義ですが、本施設が新型コロナウイルス感染経路の疑いが出た場合、本施設を利用された方への連絡と、行政機関による調査が必要となる場合がございますので対応しております。

また、本施設では、図書館利用カードを持参してい

る方については、それを提示いただく。持参されていない方については、利用者確認カードに来館日、時間、氏名、電話番号、情報提供への同意を記入していただいている。

来館者名簿の記入については、コロナ対策以外には一切使用するものではなく、市民や利用者の生命に関わる重要な対策として考えておりますのでご理解をお願いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

答弁ありがとうございます。1番から再質問させていただきます。

一斉休校要請が首相よりあったんですけれども、休校を決める権限は誰にありますか。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

学校の設置者ですので、市の判断になります。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

詳しく言いますと、設置者、公立の場合は教育委員会です。私立の場合は学校法人です。そして市長には法的な根拠は全くありません。当時の首相が一律休校要請するまでの時系列を見てみると、安倍首相が木曜日に一斉休校要請しました。その前に月曜日から見えてきますと、月曜日の専門者会議で、ここ1、2週間が正念場だということです。火曜日は文部科学省が、生徒が発症したら一部または全部の臨時休校などの対応を、自治体で判断していただくように通知がありました。水曜日は、北海道が一斉休校しています。次の木曜日に首相の判断で、科学的な根拠はちょっとないような気がしますけれども、要請されまして、月曜日から休みということになれば、金曜日1日の対応をするしかなかったと。そういう時間的なものでしたが、問題は教育委員会がどう判断したか、どう議論したか、そのことが一番大事だと考えています。教育は政治に左右されない、自主性、独立性があるというふうなことで、それは戦争の時代の深い反省によって、軍国主義教育を行ったという反省の下で、そういうふうになったわけです。私が先ほど言いましたけれども、全国では404校、休校しない、自分たちで考えて、1週間遅らせてもいいし、状況判断をしているということです。教育委員会は、保護者がどうなるか、子ども

たちがどうなるか、学校長はどう考えているか、そのことを先ほど連絡し合って決めたと言いますけれども、十分に議論する必要があったのではないかと思いますが、どうでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

教育長。

◎教育長(五十嵐健君)

ご質問にお答えします。鈴木議員の質問を受けて、改めて当時のことを、校長会等も含めて振り返ったところです。2月27日、夕方6時半、首相が突然の休校要請を行いました。その要請を受けて、当時の文部科学大臣は、まだ個人的には連絡を受けてない、対応についてはということで、対応について返答したのは次の金曜日になります。それと同時に、県の教育委員会からも、休校要請を受けて、休校の方向でという県の考えをいただきました。そして事務局として相談、それから市長への相談、それから教育委員、前後はいろいろあるんですけども、相談をし、その日のうちに臨時の校長会を開きました。やはり先ほど市長が申し立おり、子どもの安全、安心を守る、目に見えないウイルスでしたが、やはり守るという一点で、休校を判断しました。これについて、反対する意見はどなたも相談した場合、ありませんでした。ただ、子どもたちの学習を確保するためにということで、休校を決定した3月2日以降に、特別の登校日を設けて、子どもたちへのケア対応をする日を独自に設けることとして休みに入った、そんな経緯でした。保護者の、もちろん臨時の休校の混乱はあったかと思うんですけども、それについて、いろいろ反論をいただく等のことがなく進められたのかなと思っているところです。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

精一杯やっていただいたというのは、私も同じ認識であります。冷静に判断すべきだったというのは間違いないと思っております。当時の感染地図を見ますと、北海道が53人で爆発的な感染になっておりまして、そのほかはほとんど感染していない県が多く、青森から静岡県までゼロです。全く感染者がない、文科省はガイドラインも作っていない、そういった中での首相の判断でした。文部科学大臣自身が、次の日の新聞の見出で、あり得ないというふうな大見出しがありました。泣く子どもたち、一斉休校は大混乱というふう

な見出しが踊っておりました。1番可哀想なのは子どもたちではないかと。前も議論しましたけれども、特に1年生なんかは、ひらがなを家庭で覚えるようにということで、書き順など、非常に大事な学習なんですが、そういうことを余儀なくされて、文部科学省自体が、学習の遅れは3年ぐらいかかるつもりでいなければならないと。そして今年の中学生が、コロナで心配だから、今年の修学旅行はもういいです。修学旅行を諦めるような、子どもたちに、こういう辛い体験をさせているのは誰なんだろう、どうすればいいんだろうっていう疑問で、私は質問させていただきました。教育委員会は、戦後公選制があって、そのあと任命制になって、首長の権限が強くなってきたけれども、大いに議論して決めていくというのが大事ではないかと思っております。

第2波、第3波が来た場合、休校要請が来た場合に、どうしますか。

◎議長(大類好彦議員)

教育長。

◎教育長(五十嵐健君)

教育委員会の判断として、議論をして、十分検討した上での判断というのは確かに、本当に大切なことだと思っています。ただこれまで、2月末、3月初めの議論に関しては、やはり時間的余裕なかったなど、その点の反省は大いにしております。ただしその後、2月28日の臨時校長会第1回をはじめとして、5月18日まで、定例の校長会以外に、臨時の校長会を9回開いてまいりました。それは、前年度の学習に履修がないのか、補充は大丈夫だったのかの確認、それから今年度、4月、5月、大きく休みを入れたんですけども、その時数的な穴はないのか、今年度中の学習が完了できるのか、それを確認しました。それらを受けて夏休みの検証とか、そういう対応になってきています。

第2波、第3波についても、出たらどのような対応をするのか。それも今回、臨時校長会を重ねる中での議論の1つにもなっております。

そういう意味で、次に対しては、十分な話し合いを持ちながら、対応していきたいなとは思っているところです。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

先ほども言いましたとおり、教育委員会の独立性、自立性を發揮して、議論して対応していただきたいと思います。ワクチンが出てくれば、また違う対応にな

るし、状況に合わせて判断が必要になると思いますので、よろしくお願ひします。

次に1年単位の変形労働時間制ですが、昨年の12月定例会でも私質問をしました。その時は60%の職員が45時間以下で、尾花沢は残業は多くないんだっていうことでした。ただし今年のコロナの時代におきまして、教育現場は大混乱、大変な過重労働になっていると思います。テレビで見ましたら、7月に私は2度死にましたっていう先生が発言していました。残業時間が月160時間、朝早く学校に来て、子どもたちの体温を測って、トイレ掃除したり、机の掃除したり、教育以外の仕事がかなり増えております。160時間というのは、過労死ラインの80時間の2倍なので、私は2度死んでますっていうのを見て、びっくりした状況でした。先生方は、子どもたちのためなら何でもしてあげようっていう気持ちに溢れていますので、こういった事態になりますけれども、そういうことがないように、この変形労働制というのは、文部科学省が、先生方の夏休みを増やすためという、謳い文句になっておりましたけれども、今年は夏休みが短く、大変な思いをさせてしまったなというふうな思いがあります。それで、導入するには、どうなっていくかと言いますと、今回県議会で条例案を策定して、来年の4月からできるようにするということです。けれども、それが順々に自治体に降りてきまして、先ほどと同じように、教育委員会判断、それから現場の学校判断になります。これは選択制ということになります。本来労働時間を、8時間働けば暮らしていく世の中にしようというのが原則ですが、それを崩していく働き方改革の教員版であります。それで先ほどの45時間以下が尾花沢では60%、大丈夫ですよとありました。その上限ガイドラインを、45時間以上、越している人がいれば導入できないです。それから3つ目のハードルが、校長先生と職員の話し合いで、職員が導入してもいいですよと、半分以上の労働者が同意すればというのは、普通の労働組合の場合そうですけれども、職員でも同じハードルになります。

そういうハードルがあります。私はこれ以上先生方を、苦しめる方向ではなく、業務を減らし、先生方を増やすという方向にあるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

ご指摘のとおり、先生方の今、実情を踏まえて、ご説明申し上げたいというふうに思っております。

本当にコロナ対応にあたっては、先生方、本当に物品の消毒やら何やら、見えない初期の対応については、大変時間を割かれておりました。実情として本当に1時間ぐらい消毒かかるんですっていうふうな現場の声をいただきました。そこでこちらのほうでも、もちろん消毒の準備等行ったわけですけれども、こちらのほうでも意識を変えていかなければいけないというふうに考えました。子どもたちが自分で、自分の使ったものを消毒する。手洗いを自らやるっていうふうな、自ら自分自身を守っていくっていうふうな指導が、結果的には先生方の、その消毒の手間であるとか、そういった時間の捻出とかを生み出すんだなっていうふうなことで、校長会のほうにも、そのようなお願いをしたところです。全てのものを消毒することなどできない。使ったそのたびにやることなどできない、だから子どもたちを指導する、そういうふうなところに目を向けていくようにというふうにさせていただいたところで

す。

あと今年度については、まだ結果、まだ調査されてないんですけども、タイムカードというのは、先ほど虚偽の申告というのは、そこまでいくと信用問題になるわけなんですけれども、先生方の意識を変えるっていうふうな意味で、すごく大きなものだったような気がします。集計ではありませんけれども、校長先生方からお聞きした時に、先生方の働き方、それから帰宅時間についても、改善の様子が見られるようになつたっていうふうなお話を伺っております。そういうふうな面から、物理的な面に加えて、先生方、それから子どもたちの考え方の面で、変化変容を促すように指導していきたいなというふうに今後も考えております。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

タイムカードが先生方の意識を変える方向に働いているというのは、私も共感できます。そこで次③の問題で、少人数学級を実現をしてはどうかということが議論になってきております。私の考えでは、もはや誰も反対する人はいなくなつたなと思って見ております。それでも、先ほどの答弁では、大きな課題があり、実現は難しいと思います、要望はしておりますが難しい

と思いますっていうことでしたけれども、日本教育学会も提言して、全国知事会、市長会、町村会が緊急提言もしており、また安倍首相の骨太方針でも検討していきますということで、誰も反対はしなくなりました。なぜかと言いますと、コロナの問題でソーシャルディスタンスができない、1教室64m²の狭いところでやることが大変難しい、またG I G Aスクール構想により、オンラインの授業をしたりするのに、20人という少人数のほうが良いんだと。それは多くの学校再開の時に、分散登校で先生方が実感しており、子どもたちの顔もよく見えて、何で困っているかも良く分かったっていう、先生方の喜びの声があったので、世界はそういう方向に向かっていると思います。世界の1学級あたりの平均生徒数を見ますと、OECDの中で日本は最下位です。1学級平均32人です。1番少ないのでラトビアで16人、ほとんど20人以下になっております。GDPの中で教育費が、日本はとても少ないです。2.9%しか使ってない。お金を使わないで、たくさんの子どもたちを1部屋に、多人数学級と言いますが、そういうことでやっておりますけれども、世界はそういう流れではなくなっています。ですから、少人数学級の大きなうねりがある中で、市長も再び、市長会などで早く実現してほしいということを要望していただきたいと思います。市長、どうでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

今、鈴木議員は一元的な見方からされているかなと思って、私受け止めて今聞いてました。確かに生徒の数を1教室に20人という形に区切っていって、そしてやる。でも現に例えばこの新学期、新入学した生徒が、東京のど真ん中で、うちの孫の場合ですけれども、たかだが40名足らずの生徒数を2つに分けて分散登校させて、さらには1日おきの登校というのをやりました。その中で、数だけはそういうふうにして満たしていると思います。しかし1番肝心なものは、そこに出てきていないと。これは議員もお分かりだと思います。新入学した子どもにとって、何が大事か、勉強も大事ですけれども、子どもたちとの接点をいかに大事にしていくかというのを考えた時に、一概に数だけではなくて、学校がそういう容量を取れるような体制を作つていかなければいけない。例えば今後尾花沢市の小学校も改築しなくてはいけない。その中で真っ先に制限があるのは生徒何名だと、だから教室は何教室あればいいと、そこからきているわけです。そうではな

くて、そういったところに、これから改築するならば、こういうふうにすべきだというものができ上がってこないと、なかなかこれをやろうとしてもできない部分もあります。

それに加えて、教師の確保をどうするかと。教師は1年、2年で立派な教員として配置することができません。それなりの時間が必要です。今、教育実習をやるにしても、できない状況にあることは、議員が一番良く分かっていると思います。できない中で、それをやれやれだけではなくて、どうやって教師を確保するか。この尾花沢市においても、何とか子どもたちに、本当に全員が習熟できるような形を目指していこうということで、支援員等も募集しました。しかし、なかなか人が集まらないという現実がございます。ですから、そういったところ、どうやって補っていくのかと。スタッフが必要なんです。ですから学校の先生方は、当然そこで考えていると思いますし、教育委員会のほうでも、同じように考えていると思います。ただ一元的に見るのはではなくて、トータルな部分でどうしたらできるのかを考えいただきたい。だから、ただ単に20人というふうな形だけではなくて、そうした際の何が足りていないのかという現実も、しっかりと見ていただきたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

市長との相違点が今、聞いておりまして、はつきりしてきたなと思います。20人学級がなぜ必要かっていう議論をもっとすべきであります。そして学校とは何であるかっていう。先ほど勉強の遅れとか言いましたけれども、子どもたちは学校を再開して、友達のありがたみ、先生と会えることの喜び、運動したり給食を食べたりすることの喜び、人間と人間とのふれあいがものすごく大切で、分散登校を奨励するわけではなくて、分散登校でなく、できるやり方、世界的にやるやり方が20人学級以下になってきているということであります。そして市長が先ほど言いましたように、20人学級にするためには、全国で10万人の教員が必要です。教員試験が1年で13万人の受験者がいて、1万何千人だか合格して、現場に向かっていくわけです。ところが何々大学はコロナの陽性者がいるから、教育実習を受け入れないとか、そういう差別的なことはやってはいけない。教育とは何かと考えて、前にも言いましたけれども、教育実習も何としても受け入れてほしい。コロナ禍で教育界が大変な中でこそ学べるんだという

ことを私はお願いして、教員を増やしていただきたい。それと一緒に20人学級に、一緒に行きましょう、子どもたちに少人数学級をプレゼントしましょうというのが、私たちの考え方であります。

時間がなくなりそうなので、次にいきますけれども、4番目のコロナ時代の図書館を先にさせていただきたいと思います。前にも質問しましたが、図書館協議会がまず再開したこと、協議を再開したということに感謝を申し上げたいと思います。図書購入費も増やしていただいたんですけども、利用者数が減少してしまっていると。令和元年の図書のほうで見てみると、1年間で12,820冊借りるのが減ってしまいました。かつて9万冊、10万冊借りていたのが、今7万冊になっておりますので、減ったことに対して、私は残念で仕方がないんですけども、協議会で議論して分析は始まっているということなので、期待したいと思います。

ここでいろいろ言うと時間がなくなりますので、②にいくんですけども、来館者名簿の問題です。北村山管内調べましたところ、大石田町と東根市は名簿を作っておりません。村山市と尾花沢市です。県立図書館にもお尋ねしましたが、県立図書館は今やっておりません。6月中旬からやめました。抗議の声があつたのかどうか分かりませんけども、やめました。これは非常に深い問題がありまして、この名簿を作るよう指示があったのは、5月14日に日本図書館協議会が、感染予防ガイドラインを発表して、名簿を作るようということです。図書館と市役所を比べた場合に、市役所のほうが圧倒的に来庁者が多いと思いますが、市役所は名簿を作っているでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

防災危機管理室長。

◎防災危機管理室長(鈴木浩君)

お答えいたします。市役所においては、来庁者の名簿は作成しておらないところでございます。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

図書館で来館者名簿を作って、どなたに提出する予定ですか。

◎議長(大類好彦議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(五十嵐満徳君)

お答えします。もし市の図書館のほうから、感染の疑いが出た場合には、保健所等の指導に基づきまして、

対応させていただきたいと思っております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

図書館というのは、図書館の自由に関する宣言というのがあります。そして図書館員の倫理綱領というのがあります。私たちも今、政治倫理条例作ってますけども、倫理綱領というのがあります。その中身が、図書館の利用者の秘密を守るということが大きな条項になっております。ちょっと読みますと、「図書館員は利用者の秘密を漏らさない、図書館員は、国民の読書の自由を保障するために、資料や施設の提供を通じて知り得た利用者の個人名や資料名等をさまざまな圧力や干渉に屈して明かしたり、または不注意に漏らすなど、利用者のプライバシーを侵す行為はしてはならない。このことは、図書館活動に従事する全ての人々に課せられた責務である。」というふうなのが、倫理綱領にあります。秘密を漏らしていたのが戦前の図書館がありました。住所、名前、どんな本を借りたか、読んだか…

[「議事進行上」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

今、鈴木議員の関連した一連の質問の中では、想定をした質問が多くて、いわゆる尾花沢市の事実関係とは異なるようなことを事例に引き出しながら質問されているということで、私は尾花沢市の実情に応じた、先ほどありましたけれども、タイムカードの例え偽造とか、そういうこともありましたので、私はそういう形ではなくて、尾花沢市で起きている事例に即した質問をしていただきたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後0時57分

◎議長(大類好彦議員)

再開いたします。

この際、鈴木清議員から発言の申し出がありますので、これを許します。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

先ほどの私の発言について、特にタイムカードの件でありますけれども、一部取り消したいので、許可を願います。なお、取り消す部分については、議長に一任いたします。

◎議長(大類好彦議員)

ただ今、鈴木清議員から発言の取り消しの申し出がありました。

お諮りいたします。鈴木清議員からの申し出のとおり、許可することとし、取り消す部分については議長において調整することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、鈴木清議員からの発言の取り消しの申し出を許可し、取り消す部分については議長に一任することに決しました。

鈴木清議員。

◎14番(鈴木清議員)

先ほどの質問の続きでありますけれども、来館者名簿については、コロナの陽性感染予防という観点で、優先課題ではありますが、私が先ほど、倫理綱領や自由に関する宣言を引き出したのは、プライバシー保護とか、そういう観点で検討願いたいということありますので、ご検討願いたいと思います。

戻りまして、2番目の国民健康保険税についてです。時間が少なくなりましたけれども、尾花沢市の1人当たりの納付金は県内上位にあるという説明でしたが、具体的に、平成30年度と令和元年度では、どの程度になるか、数値をお示し願いたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

健康増進課長。

◎健康増進課長(永沢八重子君)

お答えいたします。1人当たりの国保事業費納付金につきましては、平成30年度につきましては、尾花沢市は県内の市町村で3位となっておりまして、元年度におきましても、同様に3位となっております。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

具体的な数字を述べている時間がなくなってしまいましたが、私の調べでは、平成元年は第3位で、1人当たり12万4,900円です。令和元年になりますと1人当たり14万7,429円で、さらに高くなっています。私はこういう高くなっているのを軽減していただきたいということを、何度も議会で質問をしてきましたけれども、この県内の自治体間の格差を正していく

だきたいというふうな思いでいます。そして、子どもとの均等割というのがその中にありますて、尾花沢は18歳まで医療費無料にしていただけてますけれども、子どもから高校生まで、子どもはまだ働いていないのに、2万～3万円の保険料を払わざるを得ないということに矛盾を感じております。全国では第3子を無料にしたり、軽減をしているようですけれども、子育て日本一の尾花沢こそ、こういう軽減措置をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（大類好彦議員）

健康増進課長。

◎健康増進課長（永沢八重子君）

子どもの均等割の軽減についてお答えいたします。子どもの均等割を軽減いたしますと、先ほど市長の答弁にもありましたとおり、1,000万円ほどの財源が必要となります。この財源をどのように補填するかという課題がございまして、国保会計の中で貯うとすれば、国保財政を圧迫することにつながりますし、一般会計からの法定外繰り入れとなりますと、先ほど市長が申し上げましたとおり、法定外繰り入れにつきましては、国では早期の解消を図ることとしております。こういったことを考えますと、現状、子どもの均等割を行うことはなかなか難しい状況にあると感じております。

◎議長（大類好彦議員）

鈴木議員。

◎14番（鈴木清議員）

国保については、ずっと平行線ではありますが、ほかのところの財源を見てみると、繰越金を使った場合もありますし、必ずしも一般会計からとかいう場合でもない場合があります。またさらにご検討願いたいと思います。

最後に3番の、いかに営農を守るかでありますけれども、先ほどスイカ生産者は50%減にはなってないで、該当にならないではないかっていうふうに仰っておりましたけれども、持続化給付金というのは、あらゆる事業者、フリーランスも含めて該当になりますよっていうことです。スイカ農家はスイカだけじゃなくて、米も作っておりますし、米の収入も合わせて考えて、5割減というのを考えていただきたいと思います。今年の20年産の概算金を見ますと、つや姫は据え置きですが、雪若丸が60kgで1,000円マイナスになっておりますので、考えていただきたいと思いま

す。

◎議長（大類好彦議員）

以上で、鈴木清議員の質問を打ち切ります。

ここで、昼食のため、午後2時まで休憩いたします。

休憩 午後1時05分

再開 午後2時00分

◎議長（大類好彦議員）

再開いたします。

次に1番 菅野修一議員の発言を許します。菅野議員。

〔1番 菅野修一議員 登壇〕

◎1番（菅野修一議員）

9月定例会に当たりまして、先の通告にしたがいまして、一般質問を行います。

1番目の件であります。未整備地区の農地整備計画の策定と事業推進をというふうなことで、本市の農業を振興する上で、生産基盤の整備を充実させることが基本であると考えますが、本市の基盤整備率は60%に達していません。生産効率を上げるためにも、基盤整備を進めていく必要があると考えますが、いかがですか。

未整備地区を把握し、地区の農業者の声を聴取しながら、市としての農地整備計画を策定されではいかがですか。

現在の国の農業農村整備事業では、集積要件を満たすことによって、農家の費用負担を調査計画費のみに抑えて、事業実施が可能になります。農地整備を考えている地区にとっては、大きなチャンスであります。未整備地区の事業制度の説明を積極的に行い、働きかけをしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

2番としまして、人里恐ろし、サル出没回避モデルガンの導入事業化を、サルの追い払い効果が実証されているモデルガン導入を検討している集落が、複数あると聞きます。モデルガンを所持した人を見ただけで、サルは一目散に逃げ出すとのことで、人里は近寄るところではないと学習させる有効な道具であります。また、有害鳥獣対策に関する器具導入事業には、特別交付税が措置されていると認識しています。そこで、使用に関する安全対策マニュアルを作成し、モデルガン導入事業の制度化を図っていただきたいとご提言いたします。

例えば有害鳥獣追い払い隊の組織を立ち上げ、積極

的に追い払い活動を実施していくとすれば、市が購入したモデルガンを貸与するとか、あるいは組織がモデルガンを購入して所持する場合には、購入費用の助成が可能となるような事業化を図ってはいかがでしょうか。

3番目です。移住政策の積極的な推進を。本市の将来目標人口は、後期計画においても2020年にはおおむね16,600人としていましたが、実際は15,500人ほどと、1,000人ほどの開きがあり、人口が加速的に減少している現状であります。また転入者と転出者の過去4年のデータを見ますと、およそ1年間で、平均の200名ほど転出者の超過となっています。さらには、誕生する赤ちゃんとお亡くなりになる方との数値の差は、あまりにも大きく、この激しい人口減少の危機について、市長はどのように捉えておりますか。ご所見を伺います。

コロナ禍にあって、初めて首都圏から地方への流入人口が2,000人弱ほど確認されました。これは地方に人を呼び込むチャンスと捉えたい。また地方へ転出を考えている首都圏の方は、120万人ほどいるという話もあります。移住地として、尾花沢を選んでもらえるよう、大いに発信アピールすべきだと思いますが、いかがですか。

本市の空き家でA、Bランクが100件以上もありますが、空き家バンクに登録されているのは、8月26日現在、6件と聞いております。意外と少ない、そのどのような理由かを把握されていますか。転入を含め、移住者を積極的に受け入れる環境が不足しているのではないかと思われますが、いかがですか。

尾花沢は四季折々で、風光明媚な地であり、食べ物もおいしく、子育て日本一を目指し、その上災害の少ない安全な場所であり、移住先として選ばれてしかるべき土地と考えますが、首都圏でのPRがどのようになっていますか。お聞きいたします。

第6次総合振興計画の後期計画で、日本版CCRCへの対応も視野に検討を行うと謳われていますが、どのように検討されておりますか。お伺いします。

地方創生政策として、日本版CCRCに前向きに取り組んではいかがでしょうか。そして尾花沢に移り住み、いきいきと暮らしてもらう市民を、1人でも多く増やしていくことが大事だと考えますが、いかがでしょうか。

次、4番目です。過疎高齢化集落の共有山林の税徴収のあり方についてであります。共有山林納税代表者は、これまで共有山林所有名義者から、税金を集め、

まとめて市へ納付してきました。しかし高齢化に伴い、その徴収方法は限界にきてると語ります。税徴収のあり方を改善していただきたく、3点についてお尋ねいたします。

共有山林納税代表者は、どのような位置付けになつておりますか。登記簿上にもそのように記載されておりますか。代表者は、市外、県外へ転出された所有名義者へ、税金の納付書を発送するような事務作業もしなければならないのでしょうか。共有の所有名義者へ、市から直接納税通知書と税納付書を発送してもらうことが、税徴収のスマート化となり、代表者の負担軽減の解決策になると考えますが、いかがでしょうか。

5番目です。海外の市や町と友好都市締結の考えは、国際化が進む中で、海外の都市と友好関係を結び、相互理解を深める実質的な交流活動を継続していく中で、本市の子どもたちにとって、国際的視野を持つ人材育成につながるものと確信しています。市長のご所見を伺います。

また国際化への対応として、第6次総合振興計画における、学校教育での国際理解を深める事業の評価はいかがですか。さらに生涯学習での国際理解を深める事業の評価についてもいかがですか。

最後に、市庁舎、各公共施設での外国人への対応の充実度、その評価をお尋ねし、本席からの質問を終わります。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

[市長 菅根光雄君登壇]

◎市長(菅根光雄君)

ただ今、菅野修一議員より、大きく5点についてご質問いただきました。順次お答えしてまいります。

最初に、農地の未整備地区の整備計画策定と事業推進についてお答えします。

本市の水田の整備率は58.56%であり、未整備の水田が約4割ありますが、沢田なども含まれているため、その全てが基盤整備に適している水田ではないと考えております。農地の区画を整備することで、作業効率の向上や経費節減、農地の集積、集約化が見込まれることから、水田の整備率を向上させる取り組みは重要です。しかし、地形上の条件や将来的な担い手の確保、事業推進に係る関係者の総意など、地域ごとに異なる課題を持ち合せており、整備を進める上では、各地域の中心となる方の存在が大きな役割を果たします。整備を進めるためには、まず、地域が一枚岩になる必要があり、地域や団体から事業要望をいただきながら進

めてきた経過がありますので、市が農地整備計画を策定するのではなく、農業者団体または関係者団体等、生産者自身が主体となって計画を策定すべきものと捉えています。また、計画を策定し整備を進めるにあつては、関係者のご意見を尊重し、側面から支援してまいります。

次に、未整備地区への事業周知についてですが、現在、鶴子六沢地区で進めております、県営事業の農業競争力強化農地整備事業の活用が、最大有利な事業であると捉え、未整備地域の水利組合の一部役員の方に数年前から事業を進めてみてはどうかと打診しており、事前に県と一緒に事業説明に伺う旨もお伝えしています。ただ、この事業を活用するにあたり、担い手への農地集積手法や整備後の高収益作物の導入などの要件もあり、事前に課題の整理を行い事業に結び付ける必要があるため、県と連携して地元の意向を確認する必要があります。現在各集落において実施している人・農地プランでは、地域営農計画の検討とともに将来的な農地の利用、地域の担い手の確保等について話し合われておりますので、こうした機会を活用して、地域の意向を確認しつつ事業に結び付けてまいります。

次に、本市では、尾花沢市ニホンザル保護管理実施計画を策定し、福原、宮沢地区を中心とした北部群、玉野、常盤地区を中心とした東部群を始め、6つの群れを確認し、400頭を超えるニホンザルが生息していることを確認しております。近年、それぞれ群れの行動域が拡大し、目撃情報、被害報告が増加していることから、確認している以上の個体数へと増加し、さらには群れの分裂なども懸念されており、現在、簡易電気柵設置費補助や追い払い用花火の無償配布、大型捕獲檻の導入など、被害の拡大防止に取り組んでいます。

市内的一部地域において、追い払い用エアガンを独自で購入し、共同の追い払い活動を行っていただいていることは承知しております。エアガン購入の際に事業支援についてご相談いただきましたが、エアガン単体の追い払い効果の検証がなされていないことから、鳥獣対策に活用している山形県鳥獣被害防止総合対策交付金や、簡易電気柵設置費への補助を行っている山形県有害鳥獣被害軽減モデル事業においては、補助対象外となっており、自費で購入していただいた経緯があります。

現在市では、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策を、自主的に積極的に取り組む地域を、総合的に支援する準備を進めています。支援に向けては、組織化や行動計画づくりが必要であり、地域が一体となった追い払い

活動の際にエアガンの活用を検討される場合は、購入に関する相談や、安全に活用いただくための指導を行ってまいります。また、地域住民の負担に考慮した支援策を、地域と一体となって考えてまいります。

次に、移住政策の推進についてです。

人口減少についてどう捉えているかとのお尋ねですが、平成27年10月に策定した、尾花沢市まち・ひと・しごと創生尾花沢人口ビジョンでは、目標人口を2020年に1万6,600人程度、2040年に1万1,800人程度としております。総務省が今年4月に公表した人口推計によると、令和元年10月1日現在の総人口は9年連続の減少、また、15歳から64歳までの生産年齢人口の割合は60%を切り過去最低となったことから、人口減少の課題は本市に限ったことではなく、全国的に大変深刻なものとなっています。一方、東京都の人口は増加しますます東京一極集中の様相を呈しています。このような状況の中で、農業の後継者や地域コミュニティで活躍できる人など、さまざまな分野で担い手が不足するとともに、子どもの減少により保育所や学校のあり方が変化するなど、地域力の低下につながるのではないかと大変危惧しております。

第7次総合振興計画の策定にあたり実施したまちづくりアンケートでは、産業振興、子育て支援、少子化対策、高齢者福祉の充実を求める声が多く寄せられております。また、市民ワークショップでは、持続できる農業やオール尾花沢の子育て、いつまでも元気に暮らせるまちなど、未来の尾花沢に向けたキーワードが提案されておりますので、こうした市民の皆様の声に耳を傾けながら、予想を上回る速さで進む人口減少と、少子高齢化に立ち向かわなければならないと考えております。

これまで、尾花沢市移住推進協議会が主体となり、東京都内等を会場として、山形県U・Iターン相談会、ふるさと回帰フェア、JOIN移住・交流&地域おこしフェアなど、年間9回にわたり移住関連イベントに尾花沢市のブースを設け、積極的に本市のPRを行うとともに、移住に関する各種相談に応じてまいりました。また、本市での移住体験ツアーも夏と冬の年2回開催してまいりました。今年6月に行われた、内閣府による新型コロナウィルス感染症の影響下における生活意識、行動の変化に関する調査の調査結果では、東京23区の20代が地方へ移住関心のある割合は35.4%と高い数値にあり、在宅勤務経験者のうち約4人に1人が地方移住に関心があるとの結果が出されております。また、東京都の統計では、コロナ禍の影響により、東

京都の人口が、1956年の調査開始以来6月としてはじめて、前月比で3,000人以上減少したとの報道もありました。

このたびのコロナ禍を契機に、首都圏を中心に人々の意識や社会全体の働き方が大きく変化しようしております。今をチャンスと捉え、これまでの移住施策に加え、テレワークやワーケーションの展開なども視野に入れ、新しい視点での移住施策にも取り組んでまいります。加えて、これまで以上にインターネットを活用し情報発信していくことが重要と考えており、アフターコロナを見据え、本市の認知度をアップさせていく施策を展開してまいります。

次に本市の空き家についてですが、今年度7月にA、Bランクの空き家所有者112名の方への意向調査を行いました。そのうち40名の方より回答をいただいたおりますが、空き家を利活用したい方は9名にとどまっています。9名の方には空き家バンクへの登録を勧めていますが、残る31名の方は、今後の利活用の意向性が定まっておらず、空き家件数に対し空き家バンクへの登録件数が少ない状況となっております。

引き続き、所有者及び親族の個別相談に応じるとともに、利活用することのメリットを説きながら、少しでも空き家の利活用を促進できるよう、積極的な働きかけを行ってまいります。

次に、受け入れ環境と首都圏でのPRについてですが、移住をしてもらうには、仕事や住まいがあり、住みたくなるまち、安心して住めるまちである必要があります。本市はこれからも、まだまだ取り組むべき点はありますが、移住していただくに必要なこれらの要素を十分持ち合わせている、魅力のあるまちであると考えております。

本市への転入や移住をされる方の相談窓口としては、移住支援・地域応援コーディネーターを中心に行っており、住まいをはじめとした各種相談に応じております。また、移住検討者向けのインターネットサイト「IJUするなら尾花沢」を開設しており、働く場所として、本市のものづくり企業の紹介、求人情報、新規就農を目指す方への支援制度を掲載しているほか、住む場所として、空き家情報や宅地取得等に対する助成制度、安心して暮らせるための環境を分かりやすく掲載しております。

これまで、平成28年から令和元年の4年間で、80名の方が公的な相談機関を通じて本市に移住されました。うち、19名は首都圏から移住されています。

コロナ禍において、昨年度まで行っていた首都圏に

出向いてのPRは難しい状況であり、当初予定しておりました本市での移住体験ツアー等の開催も難しい状況ではありますが、オンラインでの移住相談会、全国移住フェア、ふるさと回帰フェア、ハッピーライフフェアなどに参加を予定しておりますので、これらの機会を最大限に活用し、移住を希望される方に本市の魅力を積極的にPRしてまいります。

さらに、今年度から新たにSNSを活用し、本市に移住した方の目線で、本市での生活について毎日情報発信するなど、より一層PR活動の充実を図ってまいります。

次にCCRCに関するお尋ねです。

CCRCとは、コンティニューイング・ケア・リタイヤメント・コミュニティの略で、元来は米国において、リタイヤ後に元気なうちにからケア付きの集合住宅等のコミュニティに移住し、安心して老後の人生を送れるようにする高齢者の福祉政策です。日本版CCRCは、これをさらに能動的にかつ多様化したもので、人生100年時代にあって、現役をリタイヤした元気なアクティブシニアが、地方に移住し、大学での学び直しや自身の得意分野を活かした地域活動など、地域社会と関わりながら、各個人にとって充実した第2の人生を送れるよう地方側で移住の受け皿を用意する事業で、シニア世代の生き甲斐づくりと移住促進による地方創生という両方の側面をもった政策です。この政策に取り組むことで、都市部からの移住により人口減少問題の改善、空き家対策の低減や解消、地域の消費喚起や雇用の維持、協働を通じた地域活性化などの効果が期待されますが、一方で、こうした高齢者が移住先で介護や医療が必要となった場合、医療や介護体制を確保しなければならないという課題も出てきます。

本市では、これまでさまざまな移住施策に取り組んでおり、その結果として、平成28年度から令和元年度まで本市に移住された方は80人にのぼります。移住された方の中には、新規就農をきっかけに首都圏から転入された方や、空き家をリフォームして、地域を巻き込んで、さまざまな活動をされている方など、本市の豊かな自然環境の中で、充実した生活を送っている方が数多くいらっしゃいます。

首都圏から元気なアクティブシニアが移住し、地域活動などに力を発揮していただけることは、地域の活性化にもつながりますので、日本版CCRCの考え方も参考にしながら、移住後のライフスタイルが具体的にイメージできるよう、本市での暮らし方や住まい、働く場、自然環境などの必要な情報を発信するととも

に、課題の洗い出しとその対応策も検討しながら、元気な高齢者だけでなく、就農を目的とする方や、田舎暮らしを求める方、コロナ禍にあってテレワークなどの新しい働き方を考えている方など、幅広い方から移住先として本市を選んでいただけるよう、施策を展開してまいります。

続いて、過疎高齢化集落の共有林の税徴収のあり方についてお答えします。

戦後75年が経過し、家庭の燃料として使われてきた薪は石油やガス、電気に代わり、農村の生活様式も様変わりしました。また、急激な人口減少と少子高齢化の進展、集落機能の維持が困難なところが全国的に増えています。これまで集落や共有者が維持管理してきた共有林も、関係者の代替わりや市外転出等によって、山の手入れだけでなく、共有者間の連絡調整に苦慮されているという共有代表者の苦労話もお聞きしています。

今後も、過疎化が一層進み、共有物件の未相続、未登記の物件、所有者の不在化が増えることが懸念され、一自治体だけでは解決できない、全国的に大きな問題と捉えています。こうした問題を国に訴え、制度自体の改正を求めていく必要があると考えています。その上で、詳細については担当課長より答弁いたさせます。

海外の都市との友好都市締結についてですが、現在のコロナ禍にあっては、海外との交流は大変難しい状況にあり、世界的な感染状況を考慮しながら、慎重に対応しなければならないと考えております。

さて、海外都市との交流は、市民に国際交流の機会を提供することにより、国際社会で通用する人材の育成につながるなどの効果が期待されます。特に、若い世代にとっては、交換留学などをとおしてグローバル教育が進み、異なる文化的背景や価値観を持つ世界の人々との交流で国際感覚が養われると考えております。コロナ禍終息後において、近隣諸国との友好都市締結を考える場合、まずは本市にもたらされる効果と相手方のニーズを的確に把握し、交流が末永く続いていくれる取り組みでなければなりません。また、市民や地域、企業同士などで自然なつながりや交流を繰り返すことで気運が高まり、その結果として友好都市締結に結び付くことが理想であるとも考えておりますので、市内に外国人との交流活動に取り組む団体等がございましたら、積極的な支援を検討してまいります。

次に、第6次総合振興計画における学校教育における取り組みの実態についてお答えいたします。

学校教育関連では、主要施策として、園児や小学生

に英語にふれる機会を設けるなど、学校教育や生涯学習講座等における外国語教育や国際理解を深める事業を推進し、国際的視野を持つ人材を育成しますとしております。

現状の取り組みとして、まず1点目は、ALTの配置です。はじめは2名の配置でスタートしましたが、その後3名に増員いたしました。学級数や子どもの人数等を考慮すると、他市町村よりも充実した配置であり、指導体制となっております。

2点目は、英語検定の受験料の助成です。中学生に年1回分の受験料を市で助成し、英語検定を受けてみようとするきっかけをつくり、ひいては英語の学習に興味を持つ子どもを1人でも増やし、尾花沢市の子どもたちの英語力やコミュニケーション能力を高めることを目指しています。

3点目は、今年度はコロナウイルス等の状況もあり実施できませんでしたが、イングリッシュキャンプです。ALTをはじめとする複数の外国人のネイティブな発音にふれることで英語に親しむ機会を設けております。

このような取り組みをとおして、小学校では授業の質の充実もあり、英語を楽しむ意識が高まっております。また、中学校では、今年度、英語検定の申込率が大きく高まり、一昨年は年間258名、昨年は年間196名であった受験者数が、今年度は、第1回だけで203名の受験希望者となっております。

今後は、小中の英語授業の相互参観や意見交流、小学校英語の指導計画と中学校英語の学習到達目標の見直しなどをとおして、英語教育のさらなる充実を図っていきます。

次に、第6次総合振興計画における生涯学習での国際理解を深める事業についてですが、本市の国際交流協会では、地域住民との交流の場を設けるため、かつては外国から嫁いで来られた方を対象とした日本語教室や料理教室を開催しておりました。しかし、海外から嫁いで来られた方が地域生活に馴染むにつれて、これらの事業への参加者は減少し、さらには指導者の高齢化などにより開催が困難な状況です。現在は、おばなざわ花笠まつりの花笠おどり大パレードへの参加が主な活動となっており、協会の自主事業存続も難しいことから、会の役割を再度明確にする必要があると考えております。

今後、国際交流に関する事業を進めるため、協会運営に積極的に関わっていただける方々を中心とした組織の再構築に向け検討してまいります。

次に、庁舎等での外国人の方への対応についてですが、先の小関議員の質問でも答弁したとおりです。外国人については、年間約30人の方が手続きのために窓口に訪れますと、ほとんどの場合、就労先の通訳の方と来庁される場合が多いようです。通訳の方がいないときは、翻訳アプリや意思疎通を容易にする指差しシートを使って、分かりやすい窓口対応に努めています。

また、各公共施設での対応ですが、芭蕉、清風歴史資料館では、海外からの来館者用に、英語、中国語、韓国語で解説した資料館パンフレットを準備して対応を行っています。海外からの来館者は年々増加傾向にありますが、その多くが、おくのほそ道を巡るツアーオのお客様で、通訳の添乗員が同行し、資料館内での案内を行っていますので、資料館職員は添乗員をとおして補足などの対応をしています。また、資料館、サルナート、悠美館、市民体育館はWi-Fi設備が設置してありますので、海外の利用者はお持ちのスマートフォンなどで翻訳機能を使い、施設をご利用いただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長（大類好彦議員）

市民税務課長。

◎市民税務課長（本間純君）

共有林の税徴収についてお答えいたします。

まず、共有代表者の位置付けですが、登記簿には共有者の氏名と持分は記載されておりませんが、代表者という記載はございません。当市では、共有者間で話し合っていただきまして、代表者を選定していただいているところでございます。これは、共有山林に限らず、土地や建物といった共有物件の課税に際して、地方税法第10条連帯納税義務、これは民法の第436条連帯債務者に対する履行の請求というものが準用されておりまして、数人が連帯して債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の1人に対して、又は同時、若しくは順次全ての連帯債務者に対して、全部又は一部の履行を請求することができるとされていることによるものです。

次に、納付、納入の告知ですが、地方税法第13条で、地方団体の長は、「納税者から地方団体の徴収金を徴収しようとするときは、これらの者に対し、文書により納付又は納入の告知しなければならない」とされておりまして、共有者間の連帯納税義務が発生することから、当市では共有代表者に納税通知書を送付しております。

しかしながら、一部の共有代表者からは、納税通知書を持分に応じて分割して、ほかの共有者にも直接郵送してほしいという要望が出されております。持分比率による分割課税することで、自分の持分は納めたから、ほかの共有者の税金は知りませんということになってしまふことも懸念されます。地方税法の連帯納税義務の趣旨にこれは合致しません。法第10条の2では、共有物に対する地方団体の徴収金は、納税者が連帯して納付する義務を負うということになっております。

代表者が、ご高齢にもかかわらず、関係者との連絡にご苦労されていることは承知してございますが、地方税法に定める共有物件に係る連帯納税義務、この趣旨をご理解いただきたいと考えています。

なお、例えばですが、昔から集落の人たちが共有していた山林が相続などによって、現在の共有者が不明になり、連絡が取れない場合でも、平成26年の地方自治法一部改正により、一定の条件を満たせば、名義を認可地縁団体、いわゆる自治会になりますけれども、こちらのほうに移すことが可能な特例制度が創設されてございます。まずは関係者、皆さんでご検討いただきたいと思います。その際は、市としてもできる限り協力してまいりたいと考えております。以上でございます。

◎議長（大類好彦議員）

菅野議員。

◎1番（菅野修一議員）

大変ご丁寧なご答弁をいただきまして、ありがとうございます。質問については、たくさんありましたので、全てというふうなことはできませんので、数点について再質問をさせていただきます。

未整備地区の農地整備計画の策定というふうなことでございますけれども、山形県の整備率は75%というふうなことで、本市の整備率を一概に何%というふうなことは、なかなか市長の答弁にもありますように、地域の田んぼのその状況等々ありますので、全てが該当するとは思っておりません。しかしながら、市当局で把握されているような、ここは整備可能であろうというようなところを含みますと、整備率をどの辺に目標に置いておりますか、お尋ねいたします。

◎議長（大類好彦議員）

農林課長。

◎農林課長（岸栄樹君）

ただ今の農地の整備率の目標についてのお尋ねでございます。

まずははじめに、市のほうでは整備率の目標というも

のは現在掲げてございません。しかしながら、先ほど市長答弁にもありましたとおり、特に福原地区でございますけれども、一部水利組合さんには、この水田の整備についてのお話を、数年前からさせていただいております。そちらのほうの整備が進めば、さらに市全体としての水田の整備率が向上してくると思っております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)
菅野議員。

◎1番(菅野修一議員)

やはり整備をするというふうなことについての目標、その目的は生産コスト軽減とか、あるいは担い手の育成というふうなこと、そのほかにやはり荒廃地の防止、あるいは鳥獣被害の予防というようなことにもなるのではないかなどと思います。ぜひ整備計画の策定は考えていないというふうなことなんですが、市としてですね、いろいろ声を、その未整備地区に対しては、役員を通じたりして、この声掛けはしていますというふうなことでありますので、ぜひともこれから声掛けをしていただきたいなと、このように思います。

次のモデルガンの導入事業であります。サルも400頭以上の頭数をほこっており、離れザルを含みますと、6集団以上ということになろうかと思います。人慣れしたこのサルは、保育園児に威嚇したり、あるいは家屋や小屋等に侵入して捕食するなど、生活被害のほう、多く発生してきているのではないかなどと思います。それで、ぜひ電動エアガンですか、この導入については、導入された地区もあるようで、大変、先ほども申し上げましたように、電動エアガンを見ると、サルも逃げていくんだというふうなことを聞いております。そういうことで、ぜひ市としては、鳥獣被害対策の地域の追い出し隊等々、これらにぜひ結成して、活動を行うんだというふうなところに応援していただきたいなと、このように思いますが、再度お願ひいたします。

◎議長(大類好彦議員)
農林課長。

◎農林課長(岸栄樹君)

サルの撃退のためのモデルガンというか、エアガンの活用についてなんですが、市のほうでは、やはり、地域が一体となった追い払いというものに、現在着目をさせていただいている。こちらを自主的に積極的に行っていただいている地域につきまして、市のほうでも積極的に支援する考えがございます。その中で、その地域が一体となった追い払いの中で、エア

ガンを活用する場合にあっては、その購入費も含めて相談に応じる考え方ございます。まだ制度的には、固まっている制度ではないんでございますけれども、まず地域住民の負担を考慮した制度に持っていくたいという考え方ございますので、今後まずは、そういうことを望んでいる地域の方と積極的にお話し合いをさせていただきたいなというふうに思っております。以上でございます。

◎議長(大類好彦議員)
菅野議員。

◎1番(菅野修一議員)

よろしくお願ひしたいなと思います。

次の質問であります。本市のこれから的人口予測でございますけれども、これから10年後を考えますと、おおよそやはり1万人から1万1,000人にぐらいになるのではないかと。これ年間約400人ぐらいずつ減少していく数字が、データから出されているところを考えますと、そのようになるのではないかと。本当に危機的状況ではないかなと。やっぱり、よく言われます、人口減少にブレーキをかけていくんだということ、それとともに、やっぱり尾花沢に1人でも多く呼び込まなければならぬんじやないかなと、このようにも思うわけでありますので、その辺の市長の所見をお願いいたします。

◎議長(大類好彦議員)
市長。

◎市長(菅根光雄君)

人口問題は先ほど申し上げたとおり、尾花沢だけではなくて、もう全国的に大変な状況になってきているということは、議員も認識していると思いますけれども、本当に、これからどういう形で人口抑制、そしてプラスに持っていくかというのは、大きな課題であります。ただそんな中で、尾花沢を離れていく方というのは、雪が多いからという理由が一番大きかったようでございますけれども、決して昨年の冬のように、雪のない年もあって、そしてそんなに尾花沢は住みづらいところではないんだと。私自身も尾花沢が好きですし、今後を考えれば、本当に尾花沢で住んでもらうための手立てをどうやって取るかというふうになってきます。ですから現在も行っておりますけれども、安価な形での、ないしは特段の配慮を払った上での宅地供給というのも、非常に大きく変わってくるであろうと。若い方々が、今仮に東根や天童に行こうと思ったならば、建売りでだいたい3,000万円代の物件が非常に多くなっているなと思って見ておりますけれど、なにも

尾花沢だったらば、そこまで出さなくても、尾花沢に居住してもらいますよと。ですから、そのほかにもいろんな諸事情はあると思いますけれども、何とか尾花沢で食い止めていく。そのためには、2年前にも約束したような形での、定住対策に向けての取り組みが必要であろうと。それに加えて、尾花沢を気に入っていますので、そして移住して来てくださっている方々のお声を聞いてもですね、これほど尾花沢で、子育て支援が充実しているというのを、以外と皆さん知らないんですよと。尾花沢本当にすばらしいですと、お褒めの言葉をいただいた時は、非常に嬉しく思いました。そういうことを含めて考えますと、やはり尾花沢で住んでもらえるためのその手立て、子育て支援をはじめ、高齢者の方に対しても、安心して尾花沢に住んでいただけरような、そういう対策も考えていかなければなりませんよと。今後を考えれば、たぶん民間の力というのは必要になってくるとは思いますけれども、ケア付きのアパート、ないしはマンションとか、そういう形で、まちの中にそういうものを築いていただけर、そして、個人の負担が少しでも少ない中で、尾花沢に住んでいただき、そして地元の商店街にも買い物が行けるというふうな状況をですね、市だけでは取り組むのではなくて、民間と一緒にやって取り組んでいくということは、これから絶対に必要になるというふうに思っております。そういうことで力を入れていきたいと考えています。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎1番(菅野修一議員)

今市長よりご答弁としまして、新しいこの移住政策に取り組まれるようなお話を、そういうふうに聞いておりました。今やはりコロナ禍の時代の中で、再びこの地方に移住するというような気運の高まりと言いますか、首都圏のほうではあるようです。これは本当に今、チャンスではないかなと思います。そして一般市民の方もですね、今はチャンスではないかと、商店街の方よく言われるんですけど、そういうことにぜひ取り組んでもらえば、いろいろな、今尾花沢で起きていろいろな諸課題が、この移住ということによって解決されるのではないかと期待しているんです。そんなことで、今の市長のご答弁、本当に前向きなご答弁だったと思います。今その流れの中でですね、先ほどもありました、県内でもCCRCという取り組み、これだいぶ各自治体でも取り上げられているようございます。酒田市では、地域再生計画として認定を受け

た事業を進めていますというようなことで、30年度に基本計画を策定しまして、その目標としては、参加する暮らしに人が集うまち酒田、酒田市生涯活躍のまちというようなことで、目標としてはですね、100人の受け入れ、これを想定しまして、首都圏、あるいは全国でも構わないと思いますけれども、退職された元気な方々に来ていただいて、住んでもらうことは、年間100人で約2億円の効果があるというようなことも見込まれているというようなことで、進んでいるようございます。中山町、ここでも中山町版CCRC、川西町でも取り組んでいる。それから金山町、長井市、南陽市、高畠町、白鷹町、小国町、最上地方の各自治体、そういうところでも取り組みの気運と申しますか、今出ているようでございます。ぜひですね、この取り組みと本市の第6次振興計画の中で、これを、CCRCを検討していくというようなことが謳われておりますので、この点について再度お伺いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長(加賀孝一君)

ただ今、提案いただきましたCCRCの関係でございますが、先ほど市長が答弁しましたように、街中に民間活力を導入していく、そういう取り組みが必要ではないかと言ったお答えをされてございます。そうしたことを踏まえながら、第7次総合振興計画の中でも、どういった形で取り入れるのか検討してまいりたいと。当然ですが、ここの部分については、都市計画のマスタープランにも、大きく反映される部分でございますので、建設課のほうとも十分調整をしながら進めてまいりたいというふうに思います。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎1番(菅野修一議員)

まちが直接このCCRCを経営するというふうなことは、各市町村とも、そうではない形、民間の事業者の協力とか、あるいはPFIによる事業というふうな形になっているようでございます。そんな中で、やはり、街中にそういう施設というものができるとすれば、これはすばらしいことではないかなと、このように思いますので、ぜひとも第7次の総合振興計画に盛り込んでいただきますように、希望するところでございます。

次は、過疎高齢化集落の共有山林の税徴収のあり方、先ほどご答弁をいただきました。尾花沢のA地区と申しましょうか、そこにおきましては、共有山林が5つ

の組合といいますか、5箇所において共有山林があるわけなんでありますけれども、代表者が大変税徵収に苦心をしていると。高齢でもあり、動けなくなつたと。やっぱり大変真面目な方ほど、このことについては悩んでおられるなというようなことを思つてきました。共有の所有名義者から税の集金、これもやはりおぼつかなくなつたと。またトラブルも発生したようでございます。さりとて、自分が歩けないから、じゃあ誰か代表者変わってくれっていうようなことも言っても、変わってくれる人がいない。大変な限界に来ているのではないかなど、このように思つての、このたびの質問でございます。先ほどのご答弁では、地方税法によつては、なかなか各個人に納税通知書とそれから納付書ですか、直接ダイレクトに送ることはできないんだというようなことも、ご答弁としていただきましたけれども、実態はこういう山村の実態になってきているんだというようなことでありますので、ここにも、ご答弁にもありますように、全体の税法改正等々についても、これは自治体としても見過ごせない大きな今の課題ではないかなと思いますので、その要望なり、あげてもらいますようにお願いしたいなと思いますけれど、いかがですか。

◎議長(大類好彦議員)

市民税務課長。

◎市民税務課長(本間純君)

先ほど市長も答弁いたしましたけれども、こういう実態は、特に尾花沢だけでのお話ではございません。全国的に、共有地の関係については、悩ましく思つてはいるようございます。とにかく国のほうにこの実態を伝えながら、制度改正あるいはどういうふうな対応ができるのか要望して、ご教示をしていただけるよう、要望してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、菅野修一議員の質問を打ち切ります。

この際申し上げます。本日の会議は時間を延長しますので、あらかじめご了承願います。

次に6番 奥山格議員の発言を許します。奥山議員。

[6番 奥山格議員登壇]

◎6番(奥山格議員)

令和2年9月定例会におきまして、先に通告してありますとおり一般質問をさせていただきます。質問者も私で11番目になりましたので、これまでの質問と重なる部分もあると思いますが、答弁のほうよろしくお願ひいたします。

まず7月28日の豪雨災害についてお尋ねいたします。

7月28日の豪雨により、大石田町豊田地区にある水源地が冠水し、水源場の1階が浸水したため、同水源を利用する尾花沢、福原地区、大石田地区の計5,429世帯が、29日午前9時から水道が断水しました。給水活動が本市の水では足りず、岩沼市や大崎市、加美町など、また自衛隊のご支援により、市民に対して飲料水の給水が可能になり、市民生活上、大変助かりました。本当に市民の1人として、心より感謝を申し上げる次第です。

7月28日の豪雨災害について、以下について質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。

まず今回の水源場が冠水したことについて、その原因を外水氾濫か内水氾濫か、どのように捉えているかについてお尋ねいたします。

次に、これまで水源場の冠水により断水したことを聞いたことはありませんが、これまで過去にも、このようなことがあったのかについてお尋ねいたします。

次に、水源地冠水の原因は、最上川の水が増水したことによるものと思われますが、これまでの豪雨等があつた場合に、増水をしたことはあると思われますが、今回の増水は、これまで以上の増水があったのではないかでしょうか。豪雨時の水位のこれまでの観測データの中で、どの程度のものであったのかについて、どう把握されているかお尋ねしたいと思います。

またこのたび、最上川の毒沢地区の堤防の水位が、氾濫の危険があるほど高く上がつたことについて、堤防ができてから、これほどまで水位が上がり、住民が避難したことは過去にあったのかについてお尋ねいたします。

次に、今回の豪雨被害が、特に最上川が流れる市や町において氾濫し、床上浸水、床下浸水の被害が多く発生しました。これまで、これほど広域的に河川が氾濫し、浸水被害が発生したことはあまりなかったと思われますが、今回の事態に対して、どのように捉えておりますか。

次に、このたびの豪雨の特徴について、県内広域的に多量の雨が降り、しかもその雨水が最上川の支流をとおつて、本流である最上川に集中したことによると思われますが、過去の豪雨災害と比較すると、このたびの豪雨は観測上どの程度のものであったのかについてお尋ねいたします。

本市では、支流である丹生川、龍氣川、赤井川などでは、氾濫があまり見られなかつたように思いますが、この点については、どのように考えていますか。

次に、今回は最上川の水位が上昇し、水門操作員が樋門を早めに閉めたため、それ以上最上川の水位が上昇しなかったのが、最上川の堤防の決壊に至らなかつたものと考えます。しかし、最上川に排水できなくなつた支流の水や、内水が氾濫したものではないかと思われますが、どのように捉えておられますか。

また本流に注ぐ支流や、内水を調節しなければ、本流がいくら大河といえ、最上川だけでは全ての水を飲みきれない。それは最上川の堤防の決壊という、大変な災害を、もたらしかねないと思われます。やはりダムや流水地などにより、本流に入る水を調節するものが必要なのではないかと思われますが、どのように考えておられますか。

次に、堤防の改良、支障木の撤去、河川に溜まった土砂の浚渫などの、普段の河川の維持管理が重要ではないかと思われますが、この点についてはどのように考えておられますか。

また今回、名木沢地区や毒沢地区では、各地域の水利組合の揚水機場が水没し、配電盤やモーターが壊れ、田にかける水を川から上げることができなくなった地域もあります。灌漑用水であり、これがなければ水田は作れなくなってしまう。揚水機場の速やかな復旧と、同じような川の氾濫があつても水没しないような施設の復興が必要ではないかと思われますが、どのように考えておりますか。

次に、激甚災害の指定を受けられることにより、農家負担が少なくなり、厳しい農業情勢の現況のもと、安心して水田耕作を続けられるようにすべきであると思いますが、どのように考えておられますか。

また、毒沢地区などで、最上川の氾濫により、土を根こそぎえぐられ、壊れた田んぼがあります。放置すれば、田んぼの破損が拡大していくだけであり、速やかに復旧すべきと思われますが、どのように考えておられますか。

また、川原子地区など、最上川が氾濫し、水没した水田やスイカ畑の作物の収量が落ちた場合、市としてどのような支援をしていく考えかについてお尋ねいたします。

また、田んぼに流入した土砂などは、田に水を貯められないほどになっており、刈り取り後に土砂を浚渫し、元のように普通に水を貯められるような状態に戻すようにすべきではないかと思われますが、この点についてはどのように考えておられますか。

次に、保安林についてお尋ねいたします。

森林は雨水を地中に浸透させ、ゆっくり川へと流出

する作用をしております。そのため、洪水を防ぎ、また川の流量を安定させております。これは森林の水源涵養機能といいますが、また近隣には土砂流出防備、土砂崩壊防備、防風保安水害防備、防雪などの役割があり、そこで2項目についてお聞きいたします。

尾花沢の保安林の現状はどうなっていますか。

次に、本市では保安林の整備計画が策定されているのかについてお尋ねいたします。

次に、山林の地籍調査についてであります。

川の上流部の地形、地質、森林の状況は、中下流の流出に大きな影響を与えます。森林の所有者の中には、自ら山の土地へ行ったこともなく、境界についても確認していない人もおります。所有者が分からない森林も少なくありません。これでは森林についての事業なども行うことはできません。ドイツやフランス、オランダ、韓国などは、地籍調査は100%完了していると言われています。森林政策や水源地の国土保全政策を新たに展開し、私有林に新たな役割を課すなどの、総合的な計画を行おうとする場合、調査の不備が大きな障害になる可能性が大きいと言われています。本市としても、山林の地籍調査を速やかにすべきと考えますが、市の考え方や方向性をお伺いいたします。

これで私の檀上より的一般質問を終わりますが、答弁のいかんによりましては、自席より再質問させていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

[市長 菅根光雄君登壇]

◎市長(菅根光雄君)

奥山議員から、大きく3問につきましての質問をいただきましたので、隨時お答えいたします。

7月28日の豪雨災害についてお答えします。

はじめに、このたびの過去に例を見ない豪雨では、最上川の水位が大石田観測所で観測史上最も高い18.59mを記録し、最上川からの越水により、豊田水源場が冠水被害を受けたことで、上水道区域全てが断水となりました。冠水した原因は、最上川に架かる亀井田橋の上流、右岸の堤防が途絶え、農道部が一段低くなっている地点から越水したことが原因となっていきます。

給水活動の際には、日本水道協会の災害協定により派遣された県内の自治体や水道事業者をはじめ、自衛隊、友好都市である岩沼市や近隣市町の災害協定などによる応援、さらには北村山高校の生徒さんなど、たくさんの方からご協力をいただきました。特に、圧送

式給水車で応援いただいた自治体からは、病院や福祉施設への給水活動、また市庁舎受水槽にも給水いただくななど、夜遅くまでの活動に心から感謝を申し上げます。

一方、本市の基幹産業である農業分野では、農地や揚水機場が浸水するなど、甚大な被害を受けており、現在、早急な復旧に向けた準備を進めております。今後、越水の原因となった堤防未整備区間への早期堤防整備など、最上川の治水対策について、本市としても、さらには環境衛生事業組合としても、国土交通省等へ要望活動をしてまいります。

奥山議員からは、このたびの豪雨災害について、多岐にわたってご質問をいただいておりますので、詳細を担当課長より答弁いたさせます。

次に、保安林についてお答えいたします。

本市の保安林の現状は、民有保安林は市内41ヵ所に点在しており、約1,158haです。また、国有保安林は奥羽山系を中心に6ヵ所あり、約1,158haです。同じ面積です。

次に、本市における保安林の整備計画は、地域の実情に応じた適切な森林整備の促進を目的として、令和元年度に改訂された尾花沢市森林整備計画に盛り込まれており、保安林は、目的ごと17の種類別に指定されており、本市における民有保安林は、水源涵養保安林と土砂流出防備保安林がほとんどです。水源涵養保安林は、河川への流量調節機能を安定化し、洪水や渇水を緩和するなどの目的で、土砂流出防備保安林は、林地の表面浸食及び崩壊による土砂の流失防止等を目的に、保安林として指定されています。市の森林整備計画の森林施業の方法には、水源涵養保安林は、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔を拡大するなどとあり、また、土砂流出防備保安林は、地形、地質等の条件を考慮した上で、伐採による裸地化の縮小、回避等が定められており、森林所有者から民有保安林の森林施業、いわゆる整備に関する相談があった場合は、計画に沿って指導しています。

市では、水源涵養保安林と土砂流出防備保安林は、未来に守り伝えるべき保安林として、今後とも保全していくかなければならないと考えております。

次に、山林の地籍調査についてお答えいたします。

市としても早期に調査しなければならないものと理解しています。地籍調査の効果としては、登記された土地の境界や面積を、現地に復元可能となり災害復旧事業が迅速に実施できること、森林資源の有効活用、

土地取引の円滑化などの多岐にわたります。

当市の現状ですが、現地調査が完了しているが登記が完了していない工区は12工区です。本年度の進捗状況は、現在2工区分を国へ認証を上げている最中で、認証が終われば法務局に送付し、その後登記完了となる見込みです。

6月定例会で星川議員にお答えしましたが、作業が遅延している理由として、国の認証登記の基準が平成28年頃から厳格化され、作業が、以前であれば空白地として認証登記されていた白地や、無地番地、いわゆる空白地、所有者を特定できない土地についても、特定した上でないと、認証登記ができなくなってしまったことが一因です。また東日本大震災の影響による、座標の変換作業が発生したことに加え、登記が完了していない土地の異動による地籍簿の修正作業が増大し、結果として遅れが生じているということです。現在、課題点を整理しながら、早急に登記が完了できるように作業を進めています。

調査再開の目途についてですが、県からは認証、登記が滞っている工区をある程度整理してから、新規事業に着手するようにとご指導いただいています。順調に作業が進めば、令和6年度から着手できるものと考えています。

高齢化が進み、山林の境界が分かる人も減ってきております。地籍調査を早期に再開するためにも、関係機関と連携して、山林が持つ自然災害を防止する機能や経済的価値などの啓発を行いながら、課題解決に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

環境整備課長。

◎環境整備課長(鈴木賢君)

それでは、奥山議員にお答えします。環境整備課、1番目と2番目についてお答えします。

まず1点目の豊田水源場冠水に関する原因であります、先の議員の皆様にもお答えしましたが、記録的な豪雨により最上川の水位が大石田観測所で史上最高の18.59mを記録しました。大石田町の豊田地区の堤防のないところから最上川の水が越水し、豊田水源場が冠水したということで、外水氾濫と捉えます。

次に、過去に豊田水源場が冠水したことにより、断水したことがあるかということについてでありますけれども、1981年、昭和56年6月23日、その日以来の39年ぶりとなります。この時は、台風及び梅雨前線の影響で山形県南部を中心に、各地で総雨量100mmを超え

まして、そのため、大石田観測所では近年にない上昇をみせ、まだ水源場の脇に堤防のない時代でした、警戒水位を2.2m超えてしまい水源場が冠水、そして今回と同様、上水道地域全てが断水となったとの記録が残っておりました。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

建設課長。

◎建設課長(齊藤孝行君)

3番の最上川の水位観測のデータについて、私のほうからお答えいたします。

最上川の大石田水位観測所において、7月28日20時30分に氾濫危険水位16.9mに到達、なおも上昇を続け、29日2時には18.59mまで上昇しました。この数値は、過去の羽越豪雨、昭和42年8月の水位で16.87mを大きく上回り、観測史上第1位で、これまでに経験したことのない水位でありました。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

防災危機管理室長。

◎防災危機管理室長(鈴木浩君)

4項目目から6項目目までお答えいたします。

毒沢地区における、築堤以降での住民避難の有無についてですが、現在の堤防が完成した以降では、今回の7月28日の大雨によるものが初めてであると認識しております。なお、築堤以前、毒沢地区は無堤区間であり、毒沢地区的区長さんのお話では、当時は増水のたびに住民は避難されていたということでございます。

県内における水害の歴史の中では、死者負傷者145名、被害家屋2,203戸の被害を出した昭和42年の羽越豪雨をはじめ、市内においても負傷者5名、住家の半壊1棟、床上浸水21棟、床下浸水37棟、河川の決壊226箇所、田畠の流出、冠水665.8haなどの被害を出した、昭和49年の8.1集中豪雨などの記録がございます。

また、今般の豪雨と過去の豪雨災害における気象観測の比較についてありますが、該当するデータを本市で取りまとめたものはありませんが、本市における今回7月28日の1日の雨量は、98.5mmを観測しております。これは7月の日雨量としては観測史上最高となっており、これまでの昭和58年7月26日に記録された93mmを上回るものでありました。さらに今回、降り始めの26日16時から29日12時までの総降水量につきましては、196.5mmと記録的な降水量でございました。

今回の災害について、過去の豪雨災害と単純に比較はできませんが、土木技術の発達により、強固な河川堤防を築堤するなど、洪水対策が取られてきた中で、

さらに想定を上回る豪雨災害が発生する状況になってきているところであります。

◎議長(大類好彦議員)

建設課長。

◎建設課長(齊藤孝行君)

それでは私のほうから7番目から10番目までお答えいたします。

7番の最上川の支流である丹生川、龍氣川、赤井川の氾濫についてですが、丹生川、龍氣川、赤井川は県管理河川で、河川の流下能力を向上させ豪雨時の浸水被害を軽減させるため、河川に堆積した土砂や支障木の撤去をする流下能力向上対策事業を、これまで計画的に実施しております。また、平成30年8月5日から6日の豪雨、令和元年10月12日から13日の台風19号と比べると、雨量が少なく、よって河川水位も比較的にながらなかったためであります。

続きまして8番の内水氾濫についてであります、尾花沢市内においては、内水氾濫はないと捉えています。国土交通省にお聞きしたところ、最上川の水門操作は、管理者であります国土交通省新庄河川事務所側で、最上川の外水による被害を防止するため、あらかじめ定められていた操作水位に達したことで出動し、現地で外水位の上昇を確認しゲート操作を実施しました。大石田町の今宿地区では、五十沢川からの越水により、また大石田町横山地区は金川が排水できず内水氾濫し、被害に見舞われました。その際には新庄河川事務所で保有する排水ポンプ車2台と、他管内からの応援1台を緊急配備し、内水排除作業を実施しました。

9番目になります。ダムや遊水地などの水量調整施設についてですが、市において、新鶴子ダムがありますが、特段水量調整の必要はなく、また遊水地もない状況であります。国土交通省にお聞きしたところ、最上川については、村山市の大久保遊水地で約900万m³、東京ドーム約8個分の洪水をため込み、下流の水位低減に努めてきました。また、今後の対応としまして、大雨が来る前に既存のダムの水位を下げる事前放流を行い、水害対策に使う容量を確保する既存ダムの機能強化の取り組みを実施していくことであります。

10番の堤防の改良、河川の維持管理についてですが、今回の最上川の氾濫により、豊田水源場ポンプの浸水被害が生じたことから、関係機関と連携して、堤防整備など、治水対策の強化と河川の土砂浚渫及び支障木の伐採について国へ要望してまいります。

また、今回の被害は、最上川のそれぞれの支流の支障木や堆積された土砂が、全て最上川に流れたことが

原因の1つであるとの報道もされており、日ごろからの河川の維持管理は非常に重要であります。5月には重要事業としまして、山形県に対し河川流下能力向上事業の促進について、要望を行ったところであります。支障木が繁茂し、河川断面の閉塞や土砂等の堆積を洪水を助長し危険なため、今後も引き続き、さらなる事業の促進を強く要望してまいりました。

市管理河川についても同様に、維持管理に努めてまいります。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(岸栄樹君)

次に、11項目目から最後の15項目の農林関係について、お答えをいたします。

先の一般質問でも、多くの議員からご質問いただいておりますので、簡潔にお答えさせていただきたいと思います。

まず11項目目です。7月豪雨により被災した最上川沿岸部の揚水機場5ヵ所については、現在、来年の作付けに間に合うよう、10月中旬から11月下旬に予定されている災害査定に向け準備を進めております。

また、地元の意見として多くあった揚水機場の移築に向け、多くの方に相談し、また現地で指導を受けたところですが、地元の負担軽減とともに、水利許可変更申請や建築基準法に伴う諸手続きの期間等を考慮して、復旧事業に併せた高台への移築は見送ることを考えております。

なお、災害復旧に臨むにあたり、揚水機場の早期の機能回復と、電気設備を浸水上限位置より高い場所に移設するなど、同程度の災害が発生した場合を想定して、公共災害復旧事業内で最大限できる再度災害防止策を盛り込むこととしております。

次に12項目目です。農家負担につきましては、尾花沢市災害復旧事業費分担金条例に基づいた分担金をお願いすることになりますが、9月定例会初日には、測量設計費については、地元からのご負担をいたしかねないということで補正予算をご可決いただいております。営農継続を目指した、農家負担の軽減を最大限考慮した支援策としております。

続きまして13項目目です。最上川の水位上昇に伴い、流出した農地については、現在、災害復旧事業での再建を目指し、地権者や関係機関と調整を進めております。また、河川堤防の破損もあるため、河川管理者へ情報を伝えるとともに、迅速で有効な復旧事業に向け協議を進めているところでございます。

次14項目目、災害により作物の収量が落ちた場合の対応についてですが、共済補償制度を活用した補償となります。市が実施する作付補償はございません。すでに農業共済組合では、9月3日に市内会場で水稻共済被害申告受付を実施しており、併せて収入保険個別面談会も開催されました。市では、収入が減少した場合の補償である収入保険への加入を促進しており、認定農業者等への周知を、共済組合や関係機関と連携して随時行っています。

続きまして最後です。土砂が堆積した水田の小規模災害復旧工事、こちらについては、地権者または耕作者の判断のもと、取り組んでいただくことになります。

9月定例会初日にご可決いただきました、市と県の連携事業で、補助率が83%の尾花沢市小規模農地等災害緊急復旧事業で支援させていただく予定になっております。以上でございます。

◎議長(大類好彦議員)

奥山議員。

◎6番(奥山格議員)

たくさんの項目につきまして、大変丁寧に一問一問答弁いただきまして、誠にありがとうございます。それで、ほとんど答弁いただいておりますので、あまり再質問ということはないかとは思うんですけども、若干まず質問させていただきたいと思います。

やはり、このたびのこの観測データを見ますと、すごい大雨であったっていうか、7月の間の梅雨の期間に、すごい大雨が降ったっていうことが、やっぱりこの、このたびの豪雨災害の大きな原因になっているかと思います。そしてまた7月28日からの豪雨が、これも記録的な豪雨であったっていうことで、かなりの降水量が最上川に、各支流から注いだ水が、最上川に集中的に集まって、最上川を増水させたということが、1番大きな今回の原因ではないかと思われます。そこでなんですか、本当にこれまで、豊田水源場の水害が、これまで同じような水害があったかということにつきまして、答弁がございましたけれども、やはり観測史上第1位の水位であったということが、これ答弁で明らかになったわけであります。18.59mと、これは大変な被害をもたらした羽越豪雨でも16.87mの水位しかなかったわけでありますので、これを1.7m以上オーバーしておりますので、やはり非常に増水があつたというふうに思われます。

また、毒沢地区でも堤防を築いたのはたぶん昭和でありますので、それ以来住民避難はこれまでしたことがなかつたっていうことがあります。このたびの増

水というものが、いかに記録的なものであったかっていうことが分かるわけであります。

それで1つ質問なんですけれども、まず項目が多項目にわたりますので、なかなかちょっと自分でも整理して、1つひとつ質問するというのが大変なんですけれども、いわゆるこの堤防が、土木技術の発達で、かなり強固な河川堤防がこれまで築堤されてきているわけなんですけれども、そういったものが最上川の豪雨のたびの水位の上昇というものに、すごくつながっているというふうな気がするわけなんですね。だからその堤防を作る際には、そういったものも十分検討されて、最上川だけで処理しきれない水、内水とか支流の水が集中する、そういうことがあるっていうことを、やっぱり認識しなきやいけないと思うんですけれども、その点については、どのように考えておられますか。

◎議長(大類好彦議員)

建設課長。

◎建設課長(齊藤孝行君)

今、奥山議員からは、河川の堤防の関係でご質問ありました。こちらの堤防に関しましては、工事する際には、流域の水域の水の面積、流域の面積や、あるいは水量を勘案しながら、その堤防の高さのほうを決定して、工事を進めていくかと思いますので、そういうふうな形で、流域面積の水の量ですとか、大雨の場合の水量も勘案しながら、堤防の計画、高さが決定していくと考えております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

奥山議員。

◎6番(奥山格議員)

豊田水源場の今後の冠水対策として、大石田町で堤防を要望されているということが、8月27日でしたっけか、新聞に出ておりましたけれども、私も現地に行って冠水した状況をちょっと見てきたんでしたけれども、あそこの水源場の周りは水田になっておりまして、かなりの面積の水田、田んぼなんですね。それがやっぱり何十町歩があるんじゃないかなというふうな感じがしたんですけども、まったく湖になっておりました。だからあの水をもう1回最上川に戻すとしたら、どれだけ水位がこう上昇するかなということを感じたわけです。そして、消防団の方なんかがやっぱり近くにおきましたけれども、何もしないで見ていましたね。なんで見ているのかなと思って、やっぱりあとから推測してみると、最上川の水位が下がるのを待っていたんですね。そうしないとポンプで排水ができないと。最初は、当初2本ぐらいのポンプぐらいでや

っていたんですけども、そのあと今度国土交通省とか10本以上のポンプがやって来て、一晩で排水したことなんですね。だからそのようなことがありますので、あそこ豊田地区の方々が床下浸水、床上浸水なんかなっておりますので、堤防を望むのはもちろん当然なんですけれども、その辺について、やっぱりさまざまことを考慮しなければいけないのではないかと思うんですけれども、その点については、どういうふうに考えておられますか。

◎議長(大類好彦議員)

環境整備課長。

◎環境整備課長(鈴木賢君)

奥山議員にお答えします。市長が、各議員の皆様にも今後の対応ということで、やはりあそこの、あつたまりランドから300mくらい行ったところから段が落ちまして、その低いところのあるところは、やはり大石田町、そして環境衛生事業組合としましても、国の関係機関に要望しながら、また県知事のほうも緊急的に最上川の治水対策っていうことでも国に要望しておりますので、足並みをそろえながら、まず堤防関係の治水対策のほうを取り組んでまいり、働きかけをしていきたいということになります。

◎議長(大類好彦議員)

奥山議員。

◎6番(奥山格議員)

その辺のところを十分検討して、やっぱり対策を講じていただきたいなと思います。この村山市に大久保遊水地というのがあるんですけど、ここは、今回の豪雨災害で900万m³の水を貯めたそうです。これが東京ドーム約8個分にあたるそうなんですね、その水の量が。これなんかも、こういった遊水地というものがあるから、この毒沢まで影響してくるんですよね、この水位がね。0.2m、20cmぐらい違うらしいです。毒沢で、この大久保遊水地で水を貯めた故に、毒沢の堤防のところで20cmぐらい水位が下がっているんですね。これだけの影響があるということです。だからこの水害の対策として、堤防とかダムとか遊水地とか、そういうのがあるわけなんですね。だからそういうものをさまざま検討して、やっぱり対策を講じていかなきやいけないと思うんですけども、その点については、どういうふうに考えておりますか。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

ただ今のことについては、今私たちは、まず尾花沢を

どうするかというのを考えておりまして、村山にあるから尾花沢でもそういうのを作れという趣旨なのかどうか、ちょっと定かでないんでね、答弁がなかなかできないように思います。ただ今回ですね、こんな形で越水したことによってですね、最上川の水位が、先ほど申し上げた18mを超える高さまできたと。あそこだけは確かに越水して、被害がああいうふうになつたわけですけれども、実は非常に今回、水位が上がつたことによってですね、思わぬことも分かつたってこともあります。例えば毒沢の堤防です。毒沢の堤防も過去ないくらいの水位まで上がりました。その関係で、すぐ下が住宅地なもんですから、その住宅地のところに、その堤防から水がチョロチョロチョロチョロ流れきていたと。それが1カ所だけじゃなかったと。そういうことも地元の人たちからも教えていただきまして、そして今回まずこれが治つたならば、その堤防の点検をしっかりとやつていただきたいというのをですね、河川事務所のほうにも私行つた際にお願いしました。やはりこれからやっていかなくちゃならないことを一つひとつ見てですね、そして遊水池を尾花沢に作れって言っても、それは無理なことなんですね。そういうことを含めて、やれることをしっかりとやっていくというふうに考えておりますので、ご理解お願いします。

◎議長(大類好彦議員)

奥山議員。

◎6番(奥山格議員)

このたびも毒沢地区でも川原子地区、そこは冠水しているわけですね、田んぼが。そういうところがありますし、また名木沢の入り口でも田んぼがずいぶん冠水しています。あそこの遊水地という考え方はなんか、ちょっと村山の人にお聞きしたんですけども、田んぼが遊水地になっているんですね。田んぼが遊水地になってるんだけれども、どういうふうにしてるかというと、一反歩100万円、最初に支払うそうです。遊水地になるから、遊水地として田んぼを耕作してくれないかということで。だから普段は田んぼを耕作しているんですけども、だから被害がない時は普通に水田作っているわけなんですね。それで何十年かに1回とか、何年振りとかというので、水害になると、そこは勘弁してくれという、冠水してもそれを自認しているわけなんですね、その耕作者の人たちが。そしてもし土砂が入って、そこが今年刈り取りなんかできないとしても、その年は我慢して来年、また再来年作ろうと、そういうことでなんかやつてあるみたいなん

ですね。もちろん農地の復旧なんかということは、補助金なんかもらってやつていると思うんですけども、そういった考え方もあるんですね。そういうのは、なぜそういうふうなことを私が言うかというと、やっぱり最上川の本流だけでは、やっぱり本当の県内の支流とか内水とか、そういうものを飲みきれないもんだから、どんどん堤防を作っていくと、やっぱりだんだん水位が上昇してくるっていう、そういうふうな結論になってくるもんですから、だからそこでなんかやっぱり調節する役割を持つダムの調節機能とか、あとは遊水地を作るとか、あるいは、といったことをやっぱり同時に考えていかないと、とても最上川本流だけの築堤工事だけでは、対処できなくなってくるんじゃないかなっていうこともあるもんですから、その点について、どのように考えているかっていうことをまずお尋ねしたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(岸栄樹君)

奥山議員からご質問ありました災害時の水田への冠水の状況をいかに防いでいくか、いかに受け止めていくかというご質問だと思われます。元来、今回なんですけれども今回の7月の豪雨に伴いまして、揚水機場及び田んぼが最上川から直接冠水をして、土砂が堆積した田んぼの復旧について、農林課のほうでも地域の皆さんと、いろいろお話し合いを進めてきて、今日まできた経過がございます。その中で、農地の復旧につきましては、元来、こういったらあれなんですけれども、地元の方たちは、少し水が上がるとすぐ田んぼのほうに越水する田んぼを作られているという自覚がございまして、今回の冠水につきましても、やはり規模的にはなかなかの被害を受けたわけなんですけれども、地元の方たちからすれば、やはりまた水を被つたというような状況でございます。その中で、今後議員が仰る、復旧に対してどのように考えていくかということかと思われます。こちらにつきましては、やはり基本的に田んぼについては、春に土砂上げなどもするような作業もございますので、田んぼには砂が入る、土が入るものでございますけれども、今回は多量に入ったということで、復旧につきましては地権者の方が判断をするわけなんですけれども、小規模災害を活用するのであれば、側面から支援をさせていただきたい。あと大きく流出した地域については、やはり公共債のほうで直していくかなければいけないという判断のもとに、今日までしております。以上でございます。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、奥山格議員の質問を打ち切ります。
ここで、15分間休憩いたします。

休憩 午後3時51分
再開 午後4時05分

◎議長(大類好彦議員)

再開いたします。

次に3番 菅野喜昭議員の発言を許します。菅野議員。

[3番 菅野喜昭議員登壇]

◎3番(菅野喜昭議員)

マスクをはずして質問いたします。皆様大変お疲れさまでございます。私で最後の質問になります。どうぞよろしくお願ひをいたします。本日は市民の皆様の間で話題にされていることを一部含みまして、質問させていただきます。少々長くなると思いますが、よろしくお願ひをいたします。質問は4項目でございます。

1項目目は今後の防災対策について。2項目目は新型コロナウイルス感染症対策について。3項目目は自衛隊との連携及び自衛官等OBの活用について。4項目目は第7次尾花沢市総合振興計画における農業振興施策についてでございます。

それでは1項目目の、今後の防災対策について質問させていただきます。質問は3つあります。1つ目は台風接近に伴う風水害に対する情報伝達について。2つ目は災害発生時の指定避難所の見直しについて。3つ目は防災行政無線整備状況についてであります。

それでは1つ目の台風接近に伴う風水害に対する情報伝達について質問いたします。

防災気象情報として、警戒レベル4の場合、避難勧告と避難指示があります。7月28日の豪雨水害等が発生した際、確か15時頃だったと記憶しておりますが、宮沢地区に土砂災害警戒情報として、警戒レベル4、避難勧告が発令されました。私は警戒レベル4、避難指示を発令すべきであったと考えておりますが、避難勧告にとどめた理由をお聞かせください。

次に2つ目の災害発生時の指定避難所の見直しについて質問いたします。

防災マップ上では、危険区域外にある指定避難所でも、地域の方々の声をお聞きしますと、災害の種別によっては危険な場所に指定されている避難所もあるようです。指定避難所については、洪水、崖崩れ、地震、豪雪、大火事等の災害種別ごとの適否に応じて市で指

定していると思いますが、災害発生時の市民の安全確保のため、再度地域の方々の声をお聞きしながら、指定避難所の見直しを検討してはいかがでしょうか。

最後3つ目、防災行政無線の整備状況について質問いたします。

岩谷沢地区に昨年設置予定であった防災行政無線について、今年度設置であるとお聞きしましたが、未だ防災行政無線の設置が完了しておりません。9月に入り、九州付近を北上した台風10号による行方不明者等も出でています。今後もさらなる台風の接近による災害が懸念される中、市の対応が遅いと感じております。防災行政無線の設置が遅れている理由をお聞かせください。

続きまして2項目目の新型コロナウイルス感染症対策について質問させていただきます。少々前置きがありますが、質問は1つでございます。

振り返りますと昨年12月に中国武漢で端を発し、3月に世界保健機構のテドロス事務総長がパンデミック、世界的大流行を表明いたしました。その後かつてない猛威をふるい、世界経済をはじめ、教育や市民の暮らし、あらゆる分野にわたり、大きな禍根を残しました。我が国においては、3月12日に新型コロナウイルス感染拡大に備え、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案が可決され、緊急事態宣言が発せられ、全都道府県が対象となりました。5月末に緊急事態宣言が解かれ、感染拡大防止対策と経済復興対策の両立を目指し、今現在も戦っている状況にあります。皆様すでにご承知でしょうが、一昨日9月12日までの全国の感染者数は、クルーズ船を含めて約7万6,000人、死者数は同じく約1,500人となっております。

本県においては、特別措置法により、知事の権限で隣県への移動も控える、外出自粛要請が出されました。この間、経済支援も同時並行的に実施されたのは、皆様ご承知のところであります。県民みんなで、これら自粛要請に真摯に対応し、その結果、同じく9月12日までの山形県の感染者数は78人で、全都道府県感染者数の少ないほうから数えて、5番目になっています。

本市においては1人の感染者もなく、現在に至っております。これは市民の皆様の、行政からの感染予防に対する指示や、決められたルールや、いろいろなマナーをしっかりと守り、新型コロナウイルス感染症に敢然として立ち向かってきた証左であり、私は誇りに思っております。市としても、新型コロナウイルス感染症対策本部設置後、市民の安心、安全確保のため、市民に対し10万円の給付金を、ほかに先駆け給付する

とともに、第1弾から第5弾までの経済対策や感染症防止対策を実施し、これから第6弾の経済対策を実施する予定となっております。私はこれら行政の対応は、迅速かつ市民目線での対応であると高く評価したいと思っております。そこで質問です。今まで実施してきた市としての対応や取り組みを、市民の皆様に対しては、随時、市報折り込みチラシやホームページ等、さまざまな形で情報発信を行っていただいておりますが、市民の皆様にとっては、こういった取り組みの全容が、なかなか掴みにくいものとなっています。そこでこれまで市が取り組んできました、新型コロナ感染症に係る経済対策や感染症防止対策について、一覧を作成し、市民向けに周知してはいかがでしょうか。

続きまして3項目目の、自衛隊との連携及び自衛官等OBの活用について、質問させていただきます。質問は2つであります。

まず1つ目は、花笠まつり及び雪まつりに自衛隊を要請してはどうかとの質問です。県内における各種イベントへの自衛隊の参加支援については、山形市の花笠パレードや、新庄市の雪まつり及び音楽隊の各種演奏支援、その他があります。本市における各種イベントは、花笠まつり、雪まつり、徳良湖まつり等数多くあり、さらに内容の濃いものが要求されております。私たちの住む近隣の東根市には、陸上自衛隊神町駐屯地があります。その中に、第20普通科連隊が所在しております、山形県の各種警備にあたっております。7月末の水害における給水支援も、この部隊が災害派遣として駆けつけていただきました。そのほかにも、第6師団音楽隊も所在しております。この際、自衛隊にイベントを盛り上げていただくことにより、自衛隊に対する市民皆様の理解が深まり、災害の際に派遣された部隊と、円滑な連携が図られると考えますが、花笠まつり及び雪まつりに自衛隊の参加を要請してはいかがでしょうか。

2つ目は、防災危機管理室へ防災アドバイザー、これは仮称でございますが、防災アドバイザーとして、自衛官等OBを採用してはどうかの質問でございます。災害対応には知識と経験が必要であると考えます。自衛官等は、災害派遣等により、各種災害の対応について身を持って経験しております。山形県内では現在、防災アドバイザー、仮称でございます、として県庁並びに山形、長井、上山、天童、東根、酒田、各6市で自衛官等OBを採用していると聞き及んでおります。また村山市でも、この10月から採用する予定と聞いております。本市におきましても、市職員の場合は、人

事異動があるため、災害対応のノウハウが後継者に引き継がれにくく、有事等の際に対応の遅れが懸念されます。そこで防災危機管理室へ防災アドバイザーとして、自衛官等OBを採用してはいかがでしょうか。

最後4項目目は、第7次尾花沢市総合振興計画における農業振興施策についてですが、これは現在策定中の第7次総合振興計画に、以下の3点の農業振興施策を盛り込んではいかがでしょうかという質問です。

まず1つ目は、スイカ、牛肉等について、GFPの推進であります。GFPとはグローバルファーマーズプロジェクトと言いまして、農林水産物食品輸出推進計画のことであります。我が国では、農産物の自由化と競争力向上政策として、GFPを推進しようとしております。この制度は、特産地の農産物を外務省と農林水産省が連携し、諸外国へ輸出することにより、農業者の所得の増大に資することを目的にしている制度であります。本県では、昨年から河北町のイタリアン野菜、朝日町のリンゴ、庄内町の庄内柿が指定され、輸出が急激に伸びていると聞き及んでおります。本市でもスイカをはじめ、牛肉と優良特産物がたくさんあります。農家の皆様の所得増進と、やる気のある農業者及び、その後継者づくりに、大きく貢献するGFPを、第7次総合振興計画に明示してはいかがでしょうか。

次に2つ目です。第2次圃場備事業、これ1haにするという圃場の導入推進についてであります。昭和49年、村山北部土地改良区が設立され、農業の近代化として、新鶴子ダム建設をはじめ、1面30aの圃場整備事業が導入されました。あれから40年以上経過し、農業も大きく様変わりし、さらに課題を抱える農業になってきております。これは農業後継者の問題をはじめ、農業の大型経営化への対応と、山間地の圃場再編成等であります。言い換えますと、現代の農業は、大型農業経営形態と効率的な農業で、世界の農業で打ち勝つ体制づくりへと動いているのであります。稲作農家の現状は、農地を集約しているものの、30ha耕作するのに、10数ヵ所の圃場を移動しなければなりません。農機具の大型化に伴い、圃場の移動に対する時間の浪費と、効率面の弊害は大なるものがあります。今こそ時代に即した新しい農業、夢のある農業を推進する必要があると思われます。政府では世界の米作りに打ち勝つ施策の1つとして、1ha圃場整備を導入する、第2次圃場整備事業を進めております。本事業は、施工事業費の大半は、国、県による負担が主であると聞き及んでおります。庄内、置賜地方で進んでいるとも聞い

ております。したがいまして、今般の第7次総合振興計画に、夢のある農業と明記して、積極的に推進していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

最後3つ目は、尾花沢牛購入費半額助成についてであります。

本市が昭和49年から積極的に取り組んできた畜産行政で、歴代市長をはじめ、畜産業を営む農家の皆様の努力により、和牛生産東北一をこれまでに発展してまいりました。約1万頭の和牛生産を控えている本市の畜産業がさらに推進し、我が国、さらには世界に誇れる産業に発展していただきたいと願うのは、市民みんなの願いであると思います。しかしながら、尾花沢牛は高いというイメージがあります。市内で消費する場合に安価に購入できるよう、市で半額助成できないでしょうか。これにより、市外からの観光客の誘致や、市民の皆様の消費が増大し、販路拡大につながるのではないかでしょうか。

大変長くなりましたが、以上で私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

[市長 蒼根光雄君登壇]

◎市長(蒼根光雄君)

今、菅野喜昭議員より、大きく4点についてご質問をいただきました。順次お答えしてまいります。

まず、今後の防災対策についてお答えします。

台風等接近に伴う風水害の際の情報伝達についてですが、7月28日豪雨の際は、降雨が続いたことにより土砂災害警戒情報が発表されるとともに、最上川の増水による洪水の危険性が高まったため、市内19地区に対し避難情報を発令しました。うち土砂災害の危険性のある18地区に避難勧告、洪水の危険性のある1地区に避難準備、高齢者等避難開始を発令したところです。

国においては、平成31年3月に、避難勧告等に関するガイドラインを改訂し、気象庁等が発表する防災気象情報に対応した、5段階の警戒レベルが導入されました。避難情報の発令区分についても、この警戒レベルに関連付けられ、避難勧告と避難指示は、同じ警戒レベル4になりますが、避難指示は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令するものとされております。

先の大震の際は、山形県が情報提供する土砂災害警戒システムを活用し、土砂災害危険度情報に基づき、警戒レベル4の対象区域に対して避難勧告を発令しました。その後も、パトロール等により地元の状況を監

視しており、必要に応じて避難指示に切り替えることも考慮しながら警戒にあたりました。このように避難勧告にとどめたわけではなく、状況に応じて避難指示を発令するものであることをご理解いただきたいと思います。今後とも避難情報の発令にあたっては、市民の身体と生命の安全を第一として、空振りの事態を恐れず対応してまいります。

なお政府においては、警戒レベル4相当の避難勧告と避難指示の違いが分かりにくいとの住民アンケート結果を踏まえ、適切なタイミングで避難行動をとれるよう避難勧告を廃止し、避難指示に一本化する方針が示されており、関係法令改正の準備が進められています。本市の避難勧告等の判断基準、伝達マニュアルについても、これら改正に合わせ見直していきます。

次に、災害発生時の指定避難所の見直しについてですが、現在、本市の指定避難所は40ヵ所が指定され、昨年全戸配布しました防災情報ガイドで市民へ周知しております。防災情報ガイドの作成にあたっては、自主防災会長の皆様と避難所指定のあり方についても意見を交換し、指定のあり方、災害種別ごとの適否についてもご意見をいただいた上で見直しを行っております。今後とも予想される災害の状況、地域の意見を踏まえながら、適宜対応してまいります。

次に、防災行政無線の整備状況についてですが、昨年度からの繰越事業として、防災行政無線の子局等を増設する工事を実施しています。昨年度に予定しておりました工事ではありますが、一部予定箇所について、地権者との調整に不測の期間を要したため、今年度に繰り越しとさせていただきました。

今年度は、6月に入札執行及び契約締結を行い、工期については来年1月末となっています。また、工事発注に合わせ、対象地区の住民の方々に、工事着工の件について回覧による周知を行っております。発注後は、機器の工場製作を進めるとともに、設置箇所について、地権者との立ち合いや鋼管柱設置に伴う地質調査を行っております。今後は土木工事、機器設置等を進めていくところであります、工事は、おおむね計画どおり進捗しております。予定年度から事業完了が遅れ、今年度の出水期に運用開始できずご心配をおかけしましたが、一日も早い完了を目指してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてお答えします。

感染症の拡大に伴い、2月3日の新型コロナウイルス感染症に係る対策会議以降、市民、事業所への注意喚起、情報提供、公共施設が感染拡大の拠点とならぬ

よう感染症対策の実施、市緊急対策の実施、国及び県の感染症対策に関する対応など、感染状況や情勢に応じ、隨時対策本部を開催し、対策に取り組んでまいりました。本市の対策については、チラシの全戸配布、市公式ホームページ及びフェイスブックにより、感染症対策や市緊急対策等を隨時情報提供してまいりました。議員からは、これまでの対策の全容を分かりやすく一覧に作成し、市民に周知してはとのご提案ですが、現在、尾花沢市緊急対策については、市独自事業対策、国、県の対策合わせて71事業と多岐にわたっていますので、事業内容を一覧にして市ホームページに掲載いたします。なおすでに終了した対策や事業もあり、単にこれまでの対策の総括的な周知では、混乱を招くことも懸念されますので、情報提供の方法を工夫してまいります。

花笠まつり等での自衛隊への協力要請についてお答えします。

まずははじめに、先にも触れました自衛隊の給水活動支援の取り組みに対し、自衛隊山形地方協力本部にお伺いし、お礼を申し上げてまいりました。本部長からは、防災や減災支援のほか、市民に関わるさまざまな催し物へ協力していきたいとのお話をいただきました。また、給水活動の際に、市民の皆様からのねぎらいの言葉や、時にはスイカのおもてなしを受けるなど、大変感動し帰隊したとのことで、お礼に行き逆に恐縮した次第です。

さて、本市ではこれまで、4大まつりの1つである、まるだし尾花沢ふれあいまつりの際、山形地方協力本部に依頼し、働く車大集合という企画の中で、車両展示や乗車体験等を協力いただいている。今後、花笠まつりや雪まつりでも協力を要請してはとのことですが、例えば、花笠まつりでは花笠踊り大パレードへの参加のほか、踊り手の安全確保や給水作業等。雪まつりでは、アウトドア体験や雪像づくり等、それぞれのイベントの活性化と運営体制の強化に参加していただくことが考えられます。今後は、実行委員会等の具体的な話し合いの場で協議を進めてまいります。

次に、自衛官等OBによる防災アドバイザーの採用についてですが、国においては平成27年度から、地域防災マネージャー制度が創設され、防災の専門性を有する外部人材を、防災監や危機管理監として地方公共団体が採用する際に、国が地域防災マネージャーとして証明する制度があります。これらの人材は、防災に関する必要な研修等を受講し、防災行政に係る一定程度の実務経験等を有する防災スペシャリストとして認

められた方々です。昨年度末には自衛隊山形地方協力本部の担当者より、退職自衛官採用の一環として、地域防災マネージャーについてのご説明もいただきました。

本市では、今年度から総務課内に防災危機管理室を設置し、防災担当者の専従化により防災力強化に取り組んでおります。また、近年の災害の激甚化に対応するため、災害対応研修への参加等で、担当職員の資質向上に取り組んでおります。

職員の人事異動についてですが、組織の活性化を図るために必要不可欠でございます。本市では異動の際、確実に後任に引き継ぐよう取り組んでおり、防災業務についても災害対応の都度、災害の経過や内容等の情報を時系列で記録しています。まずは記録した内容を文書にして保存し、確実に後任へ引き継ぐよう継続して取り組んでまいります。

次に、第7次尾花沢市総合振興計画における農業振興施策について、3点の農業振興施策を盛り込んではどうかとのご提案にお答えします。

1点目のスイカ、牛肉等について、GFPの推進ですが、国内の農産物や食品の輸出状況をみると、令和元年の農産物、食品の海外輸出額は国内全体で9,121億円で、7年連続で増加しています。国ではさらなる輸出強化を図るため、昨年11月に、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律を施行し、GFPを通じたグローバル産地づくりや、輸出向け施設整備の支援、生産者と現地市場をつなぐ商社機能の強化等を推進しています。

本市では、平成26年に香港、平成27年に台湾に向け尾花沢スイカを試験的に輸出しました。両国とも試食は大変好評で、手ごたえを感じました。一方で、消費期間の短い尾花沢スイカは、鮮度を保持したまま輸送するためのコストと時間の圧縮が課題です。また、輸出先の国によって残留農薬の基準が異なり、国内出荷と分けて防除等を実施する必要もあり、生産現場での輸出製品の営農管理が課題としてありました。

こうしたことから、現段階では、尾花沢スイカの輸出は採算に見合うだけの有益な販売とならず、継続的な輸出に至っておりません。

次に食肉については、尾花沢牛をと畜する山形県食肉公社が、輸出に対応した施設機能を有していないことから、食肉輸出施設の認定を受けておりません。そのため、食肉を輸出するためには他県の施設を利用する必要があり、尾花沢牛ブランドとして輸出するための体制と採算性がとれないのが現状です。

農産物の海外輸出への取り組みは、さまざまな課題の克服が必要ですが、今後とも担い手が将来に希望を持てる施策を検討してまいります。

2点目の、農地の大区画化に伴う圃場整備についてですが、現在、国や県を中心として取り組まれており、生産コストの低減や作業の効率化とともに、スマート農業技術が導入し易い環境となることで、収益力の向上が見込まれ、農業経営の安定化につながると期待が持たれます。

しかし、本市では中山間地域特有の土地の高低差等の立地条件で課題が多く、また、土地所有者が事業費の拠出に難色を示しており、これまで大区画農地の導入に踏み込めずにいます。また、予定する事業では、農地の集積、集約化が採択条件となっており、関係する団体や関係者との利用調整が必要となります。

本市で大区画化を目指すのであれば、丹生川沿いに広がる水田の第2次区画整理が想定されますが、この地域は耕作者の出入り作が激しく、関係する土地改良区に利用調整等をお願いすることになろうかと思われますが、現在、そのような計画はないとのことでした。

現段階では、人・農地プランの推進による農地の集積、集約化とともに、スマート農業技術の普及による省力化等、直近の課題に取り組ませていただきつつ、大区画化については継続して土地改良区等の関係機関との情報共有を図ってまいります。

3点目の市内における尾花沢牛の特価販売について、今年度は、新型コロナウイルス経済対策として、市民の方限定でロースしゃぶしゃぶ肉を特価で販売した「生活応援セール」や、銀山温泉宿泊者1人につき500円相当の尾花沢牛を無償で提供している「銀山温泉尾花沢牛ウェルカムキャンペーン」を実施してまいりました。

しかし、こうした特価販売を常態的に実施することは考えておりません。尾花沢牛は全国的にはまだ認知度の低い和牛銘柄です。そのため、大消費地である首都圏や関西圏など大きな市場マーケットに出荷販売し、多くの消費者の方に尾花沢牛を知ってもらうことが重要です。

こうしたことから尾花沢牛振興協議会では、首都圏での消費宣伝活動をメインに、PR活動を展開しています。市民の方を対象とした購入費助成は、生活応援として大変喜ばれるかと思いますが、その効果は限定的と捉えており、限りある予算の中ではプレミアム商品券をご活用いただき楽しんでいただきたいと思います。

尾花沢牛のブランド向上対策として実施する事業としては、当面は首都圏等を中心に、尾花沢牛の認知度向上に資する事業を展開してまいります。

なお付け加えさせていただきますけれども、先々週ですか、ゴールデンタイムの時間帯に、尾花沢の雪降り和牛のことがクイズ番組で取り上げられました。非常にその時、私も感動いたしました。そんな形で、やはり全国に周知していくという力は、これから本当に望まれるものだと思いますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎3番(菅野喜昭議員)

それでは続けて質問させていただきます。1項目目の質問で、台風等接近に伴い、風水害に対する情報伝達についてでございますけれども、市の防災情報ガイドにおいては、警戒レベル4に対しまして、避難指示と避難勧告になっておりまして、対応としましては、市民は全員避難を開始するというふうになっております。ここでもありますように、国としても、避難指示に一本化する予定であるということではありますけれども、私たちはですね、やっぱり昔は避難勧告と避難指示といえば、やはり避難指示はもう命令だということで、すぐさまもう避難しなくちゃならないというイメージを持っております。したがいまして、避難勧告と避難指示を比べると、避難指示のほうがずっと重い、なんと言いますか、対応になります。そうであればですね、もうすでに本市としても、避難指示に一本化してもいいのではないかでしょうか。そのご検討をしていただきたいと思いますけれども。

◎議長(大類好彦議員)

防災危機管理室長。

◎防災危機管理室長(鈴木浩君)

お答えをいたします。警戒レベル4の避難勧告と避難指示につきましては、同じレベル4の扱いになっておるところでございますけれども、この間の3月の末に開催いたしました、自主防災会長さんとの意見交換会におきましても、この勧告と指示の違いが、お年寄りあたりからするとなかなか分かりづらいというふうなご意見もいただいたところでおございます。ただいずれも全員避難という意味を持っておりまして、避難勧告につきましては、避難に必要な時間などを考慮して前もって発令される情報、そして避難指示につきましては、災害発生の切迫度が高まって住民に重ねて

避難を促す場合などに発令する、というふうな内閣府の指針なども出ておるところでございます。そういう点、分かりづらいので、尾花沢としてはもう、先に一本化してはどうかというふうなお尋ねでございますけれども、やはりこういった決まりにつきましては、国の法律のほうで規定されておる内容でございまして、国会での改正を踏まえて一本化するというふうな手続きが必要になっておるところでございますので、そういったこと早くなされることを期待しつつ、国の改正を待って、市のほうでも直ちにマニュアルのほうを見直してまいりたいと、こういうふうに考えてございます。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎3番(菅野喜昭議員)

そのようにお願ひしたいと思います。岩谷沢の地区の方々も、素早く避難をしておりました。市野々の公民館のほうにですね、避難しておりましたので、だいぶ避難する意識は高まったのかなと思っております。よろしくお願ひいたします。

続きまして、2番目の災害発生時の指定避難所の見直しについてでございますが、私が見直しを求める指定避難所はですね、ここには書きませんでしたが、宮沢地区地域福祉交流センターのことでございます。今回の水害に際しては、土石流の危険性のある宮沢地区地域福祉交流センターを避難所に指定しているわけでございます。地区民の方によりますと、そこも危険な状態にあるということを聞きを及んでおります。災害の種別に照らし合わせて、適切であったのかなと思っております。これからも地域のご意見を確認しながら、指定避難所としてではなくてですね、そのままの指定避難所はよろしいですけれども、災害対応の種別に応じた、適切な避難所の指定ですね、これをよろしくお願ひをしたいというふうに思います。

◎議長(大類好彦議員)

防災危機管理室長。

◎防災危機管理室長(鈴木浩君)

お答えいたします。今具体的な指定避難所のお尋ねがございました。今高橋地区にあります宮沢地区的地域福祉交流センターでございますけれども、防災情報ガイドをちょっと見てもらいますと、警戒区域そのものからは外れております。また周辺の状況から見ても、大丈夫ではないかなというふうに私どもは受け止めておるところでございます。地域の声を反映して、指定避難所の見直しをというふうなご提案でございますけ

れども、これも3月の末に開催しました意見交換会の中で、いろいろ出されまして、ある自主防災会につきましては、地震の際は今ガイドのほうで指定になっている指定避難所でいいんですけども、その他の豪雨等の際につきましては、地元の集落の公民館が安全だから、そちらのほうも考えてもらいたいというふうなお話がございまして、そういったことで、今回の豪雨の際も、避難所として活用してきた経過がございますので、地域からそういった声、意見があった場合につきましては、市のほうとしても、協議させていただきながら、見直し可能なものは見直してまいりたいというふうに思っております。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎3番(菅野喜昭議員)

今言われました宮沢地区地域福祉交流センターでございますけれども、あそこに線引きはなっていないとはいいうお話ですが。あそこは、その上の高橋の小学校ありますね、元小学校です。それからあそこに区長がおりますけども、あそこは危険区域内に入っていますけれども、こちらだけが入ってないと。しかし現地に行きますとですね、あそこの地域センターはちょっと低くなっているわけですよ。したがいまして、それでしたら、もう1度各区長さんにですね、高橋だけの区長でなくて、刈安区長とか、そういった今まで経験したことのある方の意見をお聞きしながらですね、検討していただきたいと思います。

次、3番目の防災行政無線の整備状況ですけれども、ここで工期については来年1月末となっておりますけれども、これはタイムリミットの話であると私は思っております。1月末までにはもう作らなくちゃならないと。しかし、それは言うものの、前倒しで早く作つてもよろしいわけですね。何も1月末に必ず作りなさいということではないと、私は理解しております。これは契約したのは6月となっておりますけれども、6月何日か分かりませんけれども、7、8、9ですね、3ヵ月経っております。まだ全然、なんて言いますか、全然手が掛けられてないんですね。さっぱり工事も1つも入ってないんです。1月末にできると言われば、なんでしょうけれども、さきほども申し上げましたように、今月はですね、台風も来ますし、災害にもなると思いますので、できることであれば早めの工事着手、完成を目指して早めにやっていただくと。業者の方にも確認をしながらですね、どうなってるんだということで、なるべく早く進めていっていただきたい

いというふうに要望をいたします。

◎議長(大類好彦議員)

防災危機管理室長。

◎防災危機管理室長(鈴木浩君)

お答えいたします。先ほど市長からも答弁ございましたけれども、発注にあたりましては、工期がございまして、それにつきましては、いろんな工程工程がございます。それに合わせて今、工事なり機器の製造のほうをしていただいておるところでございます。そういう形で進んでいくわけでございますけれども、やはり遅れることなくですね、1日でも早く完成いたしまして、放送ができるようになればいいと思っておりますので、その点は業者のほうとも話をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎3番(菅野喜昭議員)

お願ひをいたします。続きまして2項目目の新型コロナ感染症対策ですね、これにつきまして、一覧にして、先ほど答弁ではホームページに掲載するということでありましたが、一覧をチラシにしてお渡しするという考えはございませんでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

まず議員もお分かりのとおりですね、ここまで尾花沢市で、どれだけの対策を取ってきたかは先ほど申し上げました。あれの一覧表ってなったら、一覧表で済まなくなります。かなりのスペースが必要ですし、ただ名目だけあげるんだったら可能かもしれません。どういう内容であるかも書かないと、市民にはご理解いただけないということになっていて、それでは困るというので、今までやってきた第6弾までこれまでやつてきたことについては、その都度、市民に的確に早く、そして正確に伝わるようにしなきゃいけないということで、速報を出してやってきたわけです。そしてここまでまさか、私自身も、もう今定例会にかかっている部分までいくと70を超えると思いますけれども、こんなにたくさん取り組んでこれるとは思ってもいなかつたです。それをさらに今度はまた一覧表にして渡すというと、すでに終わっている事業もございます。そこを考えた時には、もっと分かりやすい、現在でも市民の皆さんに、まだこれは大丈夫ですよというふうなものは、そこから選んだ上で、そしてやっていかなきゃいけないだろうというふうには思います。ただ全部を

載せるというのは、かなり無理があるという点はご理解いただきたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎3番(菅野喜昭議員)

分かりました。それではホームページ等でよろしく掲載のほどお願ひをいたしたいと思います。

それでは3番目の自衛隊との連携、自衛官等OBの活用についてでございますが、最初の花笠まつり、雪まつりで、実行委員会との具体的な話し合いの場で、協議を進めてまいりということで、前向きなご意見をいただきましたので、よろしくお願ひをいたします。

次に、自衛官等OBによる防災アドバイザーの採用でございますけれども、これについては、ご答弁をいただいておりませんけれども、そのOBの採用についてはいかがでございましょうか。

◎議長(大類好彦議員)

防災危機管理室長。

◎防災危機管理室長(鈴木浩君)

まず、先ほどの人事異動に件についても触れられたところでございますけれども、やはり人事異動につきましては、職員の活性化、組織の活性化のためにやつておるところでございます。このノウハウをやっぱり引き継いでいかなきやならないというふうなお話でございますけれども、やはり人事異動の際も、担当全員が変わるようでは、このノウハウを引き継ぐのが困難になりますので、人事異動に関しましては、一部の方を異動するような形で、ノウハウが低下しないように、やっていかなければならぬと思っておるところでございます。なお県内で先ほど地域防災マネージャーということで、議員のほうからも、山形県と県内6市のほうで採用しております、村山のほうでも10月からというふうなお話がございました。

この対応している自治体のほうで、どういった効果があるのか。あるいは課題がどうなってるのか、その辺についてはちょっと聞いてみたいなというふうに思っておるところでございます。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎3番(菅野喜昭議員)

今のお答えですと、当面ですね、自衛官等OBの採用については考えてないということで、私は受け止めておきます。

続きまして3項目目の、第7次尾花沢市総合振興計画の中の農業振興施策ですね、これについてですね、

1つ目のスイカ、牛肉等について、GFPの推進についてでございますけれども、ご説明いただきまして、大変分かりました。非常に努力しているということが伝わってまいりました。この件につきましては、将来に希望の持てる施策の検討お願いしたいと思います。

次2番目、第2次圃場整備事業、1ha圃場の導入推進ですね、これにつきましてですね、土地所有者が事業費の拠出に難色を示しているということが答弁でございましたが、国、県のほうで、負担が主にそちらのほうでってことで私は質問でも言いましたが、そういうふうにお聞きしているんですけども、その辺はどうでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(岸栄樹君)

土地区画整理への負担金というか、個人負担金の拠出についてのお尋ねだと思います。先ほど菅野修一議員のご質問の際にも、ちょっとお答えさせていただきましたけれども、農林の区画事業につきましては、個人負担ゼロになることはございませんので、その点に関しまして、特に今までお話をさせていただいた集落の中では、不在地主の方からの拠出金の申し出、同意の取り方というのが、非常に難しい旨のご意見は頂戴しているとそういうことでございます。以上でございます。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎3番(菅野喜昭議員)

続きまして、尾花沢牛の安価に購入できる半額助成していただけないかということでありますけれども、それはないということでございましたので、やはりステーキはなかなか食べれない状況だと思っておるところでございます。金銭的余裕が生まれましたら、いただくようにしたいと思います。

以上で終わります。どうもありがとうございました。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、菅野喜昭議員の質問を打ち切ります。

これにて一般質問を終結いたします。

次に決算議案の審議を行います。

日程第2、認第1号「令和元年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第8、認第7号「令和元年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について」までの7案件を一括議題といたします。

[「議長」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

菅野喜昭議員。

◎3番(菅野喜昭議員)

この際、動議を提出いたします。ただ今一括議題となりました決算議案7案件の審議につきましては、全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査されるよう望みます。

なお、特別委員会が、審査の過程で、証書類の検閲が必要となった場合は、地方自治法第98条第1項に規定する議会の権限を特別委員会に委任する旨をも、併せて議決されるよう望みます。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

ただ今、3番菅野喜昭議員から、「決算議案7案件の審議については、全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査されたい。加えて審査の経過において、証書類の検閲が必要になった場合は、地方自治法第98条第1項に規定する議会の権限を委任する旨をも、併せて議決されたい」との動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。お諮りいたします。本動議のとおり決するに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、本動議は可決されました。

これより、ただ今可決されました決算特別委員会が開催されますので、本日はこれにて散会いたします。

なお、本会議は、ただ今から休会となり、決算議案の審査終了を待って、9月25日に再開いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

ただ今より、委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本議場に決算特別委員会を招集いたします。

散会 午後5時03分